

平成23年6月第33回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成23年6月30日第33回互理町議会定例会は、互理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（19名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1 番 小野 一雄 | 3 番 鞠子 幸則 |
| 4 番 相澤 久美子 | 5 番 渡邊 健一 |
| 6 番 高野 孝一 | 7 番 宍戸 秀正 |
| 8 番 安藤 美重子 | 9 番 鈴木 高行 |
| 10番 平間 竹夫 | 11番 佐藤 アヤ |
| 12番 佐藤 實 | 13番 山本 久人 |
| 14番 熊田 芳子 | 15番 安田 重行 |
| 16番 永浜 紀次 | 17番 高野 進 |
| 18番 島田 金一 | 19番 安細 隆之 |
| 20番 岩佐 信一 | |

○ 不応招議員（1名）

- 2 番 熊澤 勇

○ 出席議員（19名）

応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
震災復興推進課長	高 橋 伸 幸	税務課長	日 下 初 夫
保健福祉課長	佐 藤 浄	町民生活課長	安 喰 和 子
産業観光課長	東 常 太 郎	わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄
都市建設課長	古 積 敏 男	上下水道課長	清 野 博 文
会計管理者 会計課長	齋 藤 良 一	教 育 長	岩 城 敏 夫
学務課長	遠 藤 敏 夫	生涯学習課長	佐々木 利 久
農業委員会 事務局長	酒 井 庄 市	代表監査委員	齋 藤 功

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	桜 井 直 規		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第 30号 亶理町震災復興基金条例
- 日程第 4 議案第 31号 亶理町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 32号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する
亶理町町税等の減免に関する条例
- 日程第 6 議案第 33号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第 7 議案第 34号 亶理町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改
正する条例
- 日程第 8 議案第 35号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 36号 平成23年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第 10 議案第 37号 平成23年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第 11 議案第 38号 平成23年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予
算（第2号）
- 日程第 12 議案第 39号 平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第 13 議案第 40号 平成23年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補
正予算（第1号）
- 日程第 14 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 15 議案第 41号 監査委員の選任について
- 日程第 16 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて
- 日程第 17 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ
いて

日程第18 議発第 2号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に
関する条例の一部を改正する条例

日程第19 議発第 3号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に
関する条例の特例に関する条例

日程第20 議発第 4号 保育制度改革に関する意見書

日程第21 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前9時57分 開議

議長（岩佐信一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、2番 熊澤 勇議員より欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、9番 鈴木高行議員、10番
平間竹夫議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（岩佐信一君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。

町長から、追加議案1件、諮問2件が提出されております。

第2、議員提出議案についてであります。

条例案2件、意見書1件を受理しております。

第3、各常任委員会、議会運営委員会並びに議会広報調査特別委員会から閉会中の
継続調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 2 追加議案の説明

議 長（岩佐信一君） 日程第 2、追加議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町 長（齋藤邦男君） それでは、追加議案のご説明を申し上げます。

今回、追加議案等としてご提案申し上げますのは人事案件 3 件であります。よろしく審議方、お願いをいたします。

それでは、議案第 41 号 監査委員の選任についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 199 条の 3 第 1 項の規定による代表監査委員について、平成 23 年 6 月 30 日をもって任期満了となることから齋藤功氏に引き続き監査委員として選任したいので、同法 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第 1 号及び諮問第 2 号についてをご説明申し上げます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきましては、平成 23 年 9 月 30 日で 2 名の委員が任期満了になることから、吉田征悦氏については引き続き、渥美雅之氏の後任として新たに武藤育子氏をそれぞれ人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議を賜り原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます、提出議案の説明といたします。

議 長（岩佐信一君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第 3 議案第 30 号 亶理町震災復興基金条例

議 長（岩佐信一君） 日程第 3、議案第 30 号 亶理町震災復興基金条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第 30 号 亶理町震災復興基金条例についてご説明申し上げます。

この新たな条例につきましては、全国の方々から多くの震災復興寄附金をちょうだいしているところがございます。そういうことから、寄附金の有効活用を図るために今回新たに震災復興基金を設置するものであります。

それでは、第1条からご説明申し上げます。

第1条設置。東日本大震災からの復旧復興事業を推進するため地方自治法第241条第1項の規定に基づき互理町震災復興基金（以下基金という）を設置する。

第2条積立。毎年度基金として積み立てる額は当該年度の予算で定める額とする。

第3条管理。基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有効な方法により保管しなければならない。

第4条振替運用。町長は財政上必要があると認めるときは確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰りかえて運用することができる。

第5条運用収益の処理。基金の運用から生じる収益は一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

第6条処分。町長は基金設置の目的のために要する経費の財源に充てるため基金を処分することができる。

第7条委任。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が定める。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） まず第1点。その地方自治法241条は1項から8項までなっているんですね。8項はどういう条文かといいますと、第2項から前項ですね、第7条までに定めているもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は条例で定めるとなっているんですね。地方自治法241条の2項から7項まで定めるもののほかは条例で定めるとなっているんですね。

聞きたいのは、この法律で定められている以外に、今回の条例で定める事項はあるんですか。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） ございませぬ。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） それで、公布の日からとなっていますよね。公布の日というのは具体的には何日なんですか。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 議会の議決を得た日からということで考えております。以上です。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 見通しとしてはこの基金はいつまで設ける、復興完了するまでと想定されると思うんですけども、恐らく。けれども、10年なのか5年なのか。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今回の基金条例設置する際、北海道の奥尻町の総務課の方に電話させていただきました。奥尻町でも甚大な津波の被害によりまして、全国世界から多大なる寄附金をいただいて基金条例を設置しております。それで、当時設置してから復旧復興が終わった10年後ぐらいに、平成16年に廃止しているという状態でございますので、本町の今後の復興計画についても最終的には10年後ぐらいを目標にして今後あるかと思っておりますので、大体復興が終わる時点でこの条例は廃止するようになるんじゃないかと考えます。以上です。

議 長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。19番安細隆之議員。

19 番（安細隆之君） 今鞠子議員も言っていたんですけども、今回の基金条例について復旧復興事業推進するためというような条文にあるわけですけども、今課長の説明の中、この基金の有効活用するためという説明があったわけですけども、もう少し具体的な文言での条例をつくるべきじゃないかと考えるんですけども。いかがでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） この点についても今まで被災を受けた町の方に確認させていただいたわけですが、やはり、今回の場合にも今まで過去にない被害ということでございまして、今までの寄附金の使い方については、5月の補正予算においてもやはり一般財源という形でどちらかというところと応急復旧の方に財源を充てさせ

ていただいたわけでございますけれども、やはり今後については復旧復興に充てたいということで、余り制約をすると国の補助金とか負担金と同じく、やはり使いでがなくなると寄附をした方々の意思が財源として活用できないんじゃないかということもございますので、やはり弾力的に使える方法でこういう条文のつくり込みの方がやはり適切ではないかということで、させていただいたところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 使い道の部分については、やはり寄付者の方々からすればむしろ目的をもう少し具体的な部分で、使える部分でこの条例の中できちんと生かされてきましたよとなれば、より寄付者の方も寄附した部分を実感するのではないかなと考えるわけです。特に今より、復旧復興という文言からすると何さ使っているか全然見えてこないのかなと私は思うんですが、再度いかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） できるだけ見えるようにするために、今回の寄附の方々から例えば教育関係の施設の復旧に使っていただきたいとか、そういつていただいた寄附も数多くございます。そういうことから、やはりこの基金を活用して事業実施する場合には予算書の中で特定財源ということで確実に明記させて使うようになりますので、それでご理解をいただきたいと考えています。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 亘理町震災復興基金条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号 亘理町震災復興基金条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第31号 亶理町町税条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第4、議案第31号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

議案第31号 亶理町町税条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

今回の改正は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う改正でございます。改正に当たりましては総務省から示された例、いわゆる準則に倣いまして改正を行ったところでございます。

亶理町町税条例の一部を次のように改正する。

なお、内容につきましては、別紙の新旧対照表を参照しながら町税条例の一部改正の要点により説明申し上げますので、準備をお願いいたします。

最初に、附則第22条は東日本大震災に係る雑損控除額等の特例関係でございます。雑損控除とは、自然災害や盗難によって、住宅や家財に損害があったときに所得控除される制度でございます。

第1項については、雑損控除の特例の適用でございます。通年の申告では3月11日が災害発生日でございますので、平成23年分として平成24年2月から3月15日までが申告期限になっているところでございます。今回の改正により、納税義務者が平成22年分か平成23年分のいずれか選択できる改正でございます。この場合、平成22年分として選択した場合には特例損失金額については平成22年分において生じた損失を既に雑損控除として適用しているため、平成23年分以降、町民税は平成24年度課税分ですが、それ以降において生じなかったものとみなす規定でございます。また、この繰り越し可能期間を現在の3年から5年に延長する改正でもございます。

第2項については、特例損失金額が平成24年以降において生じたものである場合の読みかえ規定でございます。特例損失金額には住宅等の損失額だけでなく、原状回復等の災害関連支出もあるため平成24年以降も損失金額が発生する可能性がござ

います。そこで、平成24年以降支出した特例損失金額を平成22年において雑損控除の規定を適用した場合、既に平成22年分として特例の規定を受けておりますので、特例損失金額はその生じた年には生じなかったものとみなす規定でございます。これは二重損失を防止するための規定でございます。

第3項については、親族資産損失額に係る雑損控除の特例の適用の規定でございます。雑損控除の特例の適用を受けた特例損失金額のうちに、生計を一にする配偶者、その他の親族の有する資産について受けた損失の金額、これを親族資産損失額といたしますが、この損失額があるときは、平成24年度以降において既に平成22年分として特例の規定を受けておりますので、平成23年分において生じなかったものとみなす規定でございます。この親族資産損失額については第1項と同じ取り扱いをする規定でございます。

第4項については、親族資産損失額が平成24年以降において生じたものである場合の読みかえ規定でございますが、雑損控除の特例の適用を受けた親族資産損失額が平成24年以降において生じたものである場合の第3項の読みかえ規定でございます。内容については第2項と同じでございます。

第5項については、雑損控除の特例の適用のための条件でございます。雑損控除の特例は平成23年度分の住民税の申告書、これは住民税の納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書及び所得税確定申告書を含みますが、この申告書に特例の適用の旨の記載がある場合に限り適用する規定でございます。なお、これらの申告書に記載がないことについて、やむを得ない理由があると町長が認める場合を含み適用する規定でございます。施行日は公布の日からと、このようになっております。

次に、附則第23条については住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税でございますが、その適用期限の特例でございます。今回の大震災により住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用を受けていた住宅が、流出などにより居住の用に供することができなくなった場合においても、残りの控除対象期間について引き続き税額控除を適用することができる改正でございます。施行日は平成24年1月1日でございます。

次に、附則第24条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例関係でございます。

第1項については、被災住宅用地の特例の適用を受けるための申告でございます

が、被災住宅用地の特例及び特定被災住宅用地、これは共有持分でございますが、この特例を受けようとするものは1月31日までに次の事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない規定でございます。

第1号には納税義務者の住所氏名名称、納税義務者が相続者等の場合は当初の所有者との関係から第4号までその他町長が必要と認める事項、このような書類を申告書に添えて提出しなければならない規定となっております。なお、被災住宅用地の特例とは、大震災により滅失損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を被災後10年度分、10年間でございますが、この10年間については当該土地を住宅用地とみなして固定資産税と都市計画税を軽減する特例でございます。

第2項については、住宅用地の申告規定の適用除外でございます。条例第74条では住宅用地を有する者は申告書を提出しなければならない、このように規定してございますが、被災住宅用地の特例の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度の固定資産税については、第74条は適用しない規定でございます。つまり、申告書の提出は不要と、このような規定でございます。

第3項については、特定被災共用土地、これはマンション等でございますが、この土地の固定資産税額の案分の申し出の規定でございます。法附則第56条第4項では、特定被災共用土地に係る固定資産税額の案分を条例の定めるところにより町長に申し出るものと、このような規定がございます。この規定により、特定被災共用土地に係る固定資産税額の案分の申し出は、特定被災共用土地納税義務者の代表者が、1月31日までに次の事項を記載した申出書を町長に提出しなければならないと、このようになっておまして、第1号が代表者の住所氏名から第5号の法附則第56条第3項の規定により定めた案分割合、割合の算定方法、このような内容を記載した提出書類について定めた内容でございます。

第4項については、仮換地等が特定被災共用土地とみなされた場合の案分の申し出の規定でございます。第3項中特定被災共用土地を仮換地等などと読みかえの上、固定資産税額の案分の申し出の規定を適用する規定でございます。施行日は公布の日から、このようなことでございます。

以上で、議案第31号について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議

員。

3 番（鞠子幸則君） 説明してほしいんですけども、国税庁が4月に雑損控除について簡便な計算法を説明しているはずですけども、どういう内容ですか。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） まず、雑損控除を計算するには損失額というものを計算しなければならぬわけで、損失額というのは、まず雑損控除が対象になるのは住宅と家財と車です。それで、取得価格、この住宅を何年に幾らで建てたか。ところが、今回このような震災で契約書が流れてしまったといった場合には、その取得価格がわからないわけです。わからない方のために簡便法というのがございます。

それでこの取得価格というのは、その地域、宮城県であれば平方メートル当たり14万6,000円、全国では平均15万8,000円です。15万8,000円の全国と宮城県を比べまして、宮城県が安ければ全国の15万8,000円をとる。平方メートル当たり15万8,000円の掛ける延べ面積と、それから今まで住んだ分の減価償却を引いて、それで被害割合をここで掛けます。例えば全壊であれば100%、大規模半壊も同じでございます。半壊であれば50%。それでもってそのように計算をします。これが簡便法です。

それでもって、それから今度、保険金等で補てんされた分、それを引いて、それで所得の10%を超えれば雑損控除が該当になる。要するに、この簡便法というものは明らかに取得価格がわからない場合という方の計算法です。これが、住宅、家財についても同じでございます。家財についても家電家具、いろんな種類がございます。当然わからないわけですね。そういう方については、世帯員の年齢、世帯員の構成、人数、それらも含んで1人当たり何ぼ、このような計算をする方法でございます。車両については簡便方法というのにはございません。以上でございます。

（「わかりました」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑ありませんか。1番小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） この範囲が、いろんな町民に対してどのような周知をするのか。申告の中身がかなり農業経営者といいますか、農業をやっている人、事業者、漁業も同じですけども、やはりなかなか関係する書類が流出されたら、どういうふうに個人個人に対して考えているのかどうか、その辺お願いします。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 今回の雑損控除の周知ということでございます。農業関係につきましては農協の青色申告会の方から説明会があったそうでございます。それで、税務署では今まで3回ほど説明会をして延べ約800人近くそのような話を聞いてございます。今後は、今も税務署ではホームページの方に掲載しています。本町では当然、所得税と住民税は連動しますので、1人でも多くこの制度を理解してもらおうということが大事でございますので、これからは広報、そしてまたFM、ホームページと、こういう方法で周知したい、このように考えてございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 亙理町町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号 亙理町町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第32号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する亙理町町税等の減免に関する条例

議長（岩佐信一君） 日程第5、議案第32号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する亙理町町税等の減免に関する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（日下初夫君） それでは、議案書6ページをお願いいたします。

議案第32号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する亙理町町税等の減免に関する条例について説明を申し上げます。

今回の条例制定は平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、町民税、固定資産税、これは都市計画税を含みますが、及び国民健康保険税についての減免条例であり、制定に当たりましては、総務省から示された例、いわゆる準則と、厚生労働省からの通知に基づきまして作成をしたところでございます。

最初に、第1条については、この条例の趣旨でございまして、減免の対象となる税目を町民税、固定資産税及び国民健康保険税の納税義務者と定めております。また、減免対象となる年度については町民税、固定資産税については平成23年度及び国民健康保険税は平成22年度の10期分の納期末到来分と平成23年度でございます。

第2条第1項については、個人町民税の減免の割合について規定しております。死亡したときまたは行方不明のときには全部減免し、障害者になったときには10分の9を減免する規定でございます。

第2項については、個人町民税の合計所得金額の基準と損害の程度を定めた規定でございまして、損害の程度は半壊以上が対象でございます。合計所得金額とは総所得と山林所得と退職所得の合計金額でございますが、その基準は平成22年度分の所得が基準でございます。その所得には上場株式の配当所得、土地等の事業所得、長期譲渡所得、短期譲渡所得、株の譲渡所得、先物取引の雑所得を含み1,000万円以下の方が対象でございます。

次の表は、合計所得金額別損害の程度別に減免割合を定めた表でございまして、全部減免から8分の1までの6段階の減免割合になっております。

第3項については、損害により所得が激減した方への規定でございまして、3月11日以降12月末までの所得を見積り所得金額とし、前年中、これは平成22年でございますが、前年中の所得と比較して30%以上の減少が見込まれる方でなおかつ事業収入以外の所得、たとえば株の配当、譲渡、土地の譲渡など前年の合計所得が400万円以下の方が対象でございます。この30%の減少と、400万円以下の二つの条件を満たした方が対象者であり、その方の前年度の合計所得金額の区分により全部減免から10分の1、10分の2まで、次の表に定めております。

第4項から第7項までは、法人町民税の減免規定でございます。第4項については、今回の震災で津波により家屋が滅失または破損した区域内に法人の事業所または事務所が存在する場合には、平成23年3月11日から平成26年3月10日までの3カ年間、法人町民税均等割を減免する規定でございます。

第5項については、第4項に該当する事務所または事業所の減免割合を規定しております。内容は、資本金の額もしくは出資金の額が300万円未満で損害の金額が2分の1以上の場合は、法人税額に10分の1を乗じて得た額を法人町民税法人税割額から減免する規定でございます。

第6項については、損害の金額が2分の1以上の判定基準でございますが、平成23年3月11日以後に終了する各事業年度における損失の合計額と規定しております。

第7項については、損失の金額は平成23年3月11日以後に終了する事業年度終了の日における損益計算書に計算されている特別損失のうち、災害により受けた損失という規定でございます。

第3条については固定資産税の減免規定でございますが、対象となる年度は平成23年度課税額でございます。

まず初めに、地方税法の一部を改正する法律が施行になり、附則第55条の規定では、津波により甚大な被害を受けた区域として町長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度は課税免除とすると、このような規定があるわけでございます。それで、第1号の課税免除区域外の土地については損害の程度として被害割合が当該土地の面積の何割以下を占めるかにより減免割合が全部減免から10分の4までの4段階に規定してございます。

第2号の家屋については、罹災証明書の半壊以上が対象であり、損害の程度により全壊であるときは全部減免、大規模半壊のときは10分の8、半壊のときは10分の6の3段階に規定してございます。

第3号の償却資産についても損害の程度により減免割合が全部減免から10分の4までの4段階の規定でございます。

第4条については、国民健康保険税の減免規定でございますが、対象年度は平成22年度の納期未到来分と平成23年度課税額でございます。これは、先ほど説明を申し上げましたとおり、厚生労働省の通知に基づき作成した内容でございます。

第1項については、減免の割合について規定しておりますが、主たる生計維持者が死亡したとき、または行方不明のとき及び重篤な傷病を負ったとき並びに原発事故による避難者については全部減免する規定であります。

第2項については、生計維持者の居住する住宅で半壊以上の損壊を受けたときの

規定であり、全壊のときは全部減免とし、半壊及び大規模半壊のときは2分の1減免する規定でございます。第3項については、災害により所得が激減した方の規定であり、個人町民税との読みかえ規定でございます。

第4項については、生計維持者以外の方が行方不明のときは行方不明者以外の被保険者について算定した額との差額を減免する規定でございます。つまり、行方不明者分を減免すると、このような規定でございます。

第5条については減免の申請でございます。

第1条については、減免を受けようとする者は町長が別に定める日までに提出しなければならない、このような規定でございます。

第2項については、納税義務者が死亡などの事実が確認できる場合には、減免申請があったものとみなす規定でございます。

第3項については、罹災証明書において全壊、大規模半壊、半壊に該当する方については減免申請があったものとみなす規定でございます。

第4項については、減免申請があったものとみなされる方が減免申請をしない場合の規定であり、そのような申し出がある方は納期限の7日前までに減免適用除外申請書を提出しなければならない規定でございます。

第6条については、減免の取り消しについて定めた事項でございまして、偽りその他不正により減免を受けた者に対しては取り消す規定でございます。

第7条については委任事項でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成22年度の納期末到来分の国民健康保険税並びに平成23年度分の町民税、固定資産税及び国民健康保険税について適用するものです。

以上で議案第32号について説明を終わらせていただきます。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 町税の絡みでもあるけれども、県税の中で法人県民税、法人企業税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税、県は独自に減免措置を講じるというふうになっているみたいですが、その内容はどうなっていますか。

議 長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） 県の、先ほど、先般県の準則が流れてきまして、今回この中で法人町民税第2条の第4項から7項まで、このようなことを盛り込んだわけです。それで、この法人県民税と同じく、法人町民税の3カ年とか10%とかこのような内容を盛り込んでこのような条例をつくらせていただいた、このようなことでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 国民健康保険税の減免取り扱い規則ですね、その条例第26条第1項第1号、その場合の災害で損害割合が、10分の5、2分の1ですね、10分の5以上の場合どうなっているんですか、規定は。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 損害割合につきまして、その場合ですと2分の1に該当するかと思います。以上でございます。（「現在の規則の取り扱いはどうなっていますかというの」の声あり）

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 現在の取り扱いにつきましてはもう少し細かく分かれておりまして、所得、そういった形でも分かれてございます。まず一つが、損害割合が10分の5以上の場合であれば所得金額が500万円以下であるときにつきましては全額、それから750万円以下であれば2分の1、それから合計所得金額が750万円を超える場合については4分の1というふうなことでございます。また同じく損害割合が10分の3以上、10分の5未満のときにつきましては、同じくそれぞれの所得に応じて2分の1、4分の1、8分の1というふうなことでなっております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 条例の4条ですね、4条の第1項は主に生計を維持する方が亡くなった場合または行方不明の場合は全額ですね。そして、重篤な障害があった場合には全額、次が家屋が全壊した場合には全額、大規模半壊、半壊の場合には2分の1というふうになっていますけれども、そして第3条に第3項にこんなふうになっていますけれども、優先順位は第1項が優先して第2項が次になって第3項がこうなると一緒になるという優先順位ですね。要するに半壊でも、半壊でもですね、生計

維持者が死亡した場合は全額免除ってあるんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） そのとおりでございます。（「1項が優先なわけね」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 固定資産税の減免なんですけれども、固定資産税の減免する場合の用地、用地の被害の程度というのはどこを基準にして被害を受けたと、要するに水をかぶった宅地、それは被害だ。だけど、現在は宅地として家も建っているし、ちゃんと宅地の用を供している。ただそして後は流された宅地の。そうした場合、損害というのはどの内容をもって損害と判定するのか。

それで、その水のかぶった状況によって、判定がここの条例に適用されるのか。されるものもあればされないのも、その辺の判定の内容。

あともう一つは、固定資産税の税額によって資産、資産割の計算ですけれども、固定資産税の資産割をもって国保とかいろいろ算定するはずですがけれども、税額控除減免後の税額で国保税を割り出すのか、もとの資産割15%ですね、税額15%、それはもとの減額される前、減免される前の税額で判定するのか。減免された固定資産税の税額で判定するのか、その辺。

議長（岩佐信一君） 税務課長。

税務課長（日下初夫君） お答えを申し上げます。

まず、その損害の程度ということでございます。津波をかぶってうちがなくなった人、うちはあるけれども、下が傷んだ、また、農地の方もいる。それで、今回はこの附則第55条は町長が甚大な被害として定めた区域となっております。それは津波をかぶった方。だから建物があってもなくとも農地と全部かぶる。農地1反歩のうち半分かぶると、そういう方は1反歩丸々これは被害があったということで、町長が定めた区域としては平成23年度は課税免除とこのようなことでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、国保関係でございますけれども、まず資産割などの持っていき方については2種類ございまして、ただいまの税務課長がお答え申し上げました課税免除になった場合については課税そのものがないというふうなこと

で国保につきましても課税がなかったというふうなことで計算いたします。結局、ゼロで見る、最初から、ゼロと見るということでございます。それから、課税免除ではなくて減免になったというふうな場合につきましては、課税があったというふうなことで固定資産税の減免前、1月1日現在での税額を算定基準にしまして、その後国保の分の減免条例に合わせて国保の分として減免すると。例えば家屋が全壊になりました、例えばですね、全壊になりましたと、それが課税免除ではなくて固定資産税の方で減免になったという場合につきましては国保の方では1月1日現在の課税標準額を使いまして、一たん計算しまして、全壊なものですから国保の方としても最終的にはゼロというふうなことの計算をさせていただくというふうな内容でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 確認なんですけれども、町の方で線引きをした。ここは災害区域ですよ。固定資産税の減免。その線引きのラインを決めたところについては固定資産税は減免すると、そういう形ですね。

あと、国保税については1日の時点で評価額の中で出すけれども、減免されれば減免された金額で国保を賦課すると、そういうことで、だからゼロになる、なければ。土地もそうなのかな。資産割のところ、家屋だけでなく土地も減免されている、割合10分の8減免とか10分の6。固定資産税の減免、それをもう一回確認したい。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 基本的にはそうなんですけれども、課税免除、最初から課税免除の場合にはゼロで持っていますけれども、課税免除ではなくてそれぞれの割合で減免になった場合については、1月1日現在の課税標準額を使いまして、あとはそれぞれに国保の方ではまた別に固定資産税とは別に減免の分を持っていますので、それに合わせて減免していくと。結果的には同じ数字になるかわからないんですけれども、一応最初からゼロの場合と同額を引いてゼロになる場合の2種類がございますというふうなことでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する亶理町町税等の減免に関する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する亶理町町税等の減免に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第33号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第6、議案第33号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第33号 亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

亶理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、別紙資料の新旧対照表を使ってご説明いたしますので、新旧対照表の6ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、新旧対照表でございますけれども、今回の改正でございますけれども、左側、改正案がございますけれども、その改正案の第5条第3項にただし書きを加えるものでございます。この3項につきましては、毎年9月30日まで登録した方につきましては登録の有効期限がありましてそこで終了するというふうなことで、引き続きこの助成を受けようとする場合につきましては再度交付申請をしなければならないというふうな規定になっております。当町におきましても、毎年9月に日中及び夜を利用しまして各支所、公民館等で更新の手続をまいりました。ただ、なかなかお勤めされている方が多いというふうなことで、手続の簡素化を図

ってほしいという要望がございましたので、今回それを受けましてこの3項の最後
にただし書きで特に町長が必要と認めたときは更新登録申請書の提出を省略させる
ことができるというただし書きを追加、加えまして、1度だけ自動更新申請書とい
うものを出していただきまして、さらにその際こちらの方で確認するのに必要な課
税資料等の調査と閲覧等の同意書もあわせての提出していただきまして、そうしま
すとそれ以降につきましては自動的に更新をさせていただくというふうなための改
正でございます。

以上で説明を終わります。

議 長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号 亘理町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号 亘理町心身障害者医療
費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されまし
た。

日程第7 議案第34号 亘理町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部
を改正する条例

議 長（岩佐信一君） 日程第7、議案第34号 亘理町乳幼児医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第34号 亘理町乳幼児医療費の助成に関する
条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亙理町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、入院費の一部負担金につきまして現行の6歳から15歳まで対象者を引き上げるための改正と、受給資格について自動更新するための改正という二つの改正でございます。それでは、内容につきまして別紙資料新旧対照表を使ってご説明させていただきたいと思っておりますので、新旧対照表の7ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、新旧対照表でございますけれども、まず初めに第2条でございますけれども、先ほど申し上げました、対象年齢を6歳から15歳に引き上げるための改正というふうなことで6歳から15歳に変えての内容となっております。また、これに伴いまして、表題、題名ですね、題名から第1条以下その条文の中にごございます乳幼児という文言につきまして、年齢が15歳ということもございまして子供というふうなことに名称を改正させていただくものでございます。

続きまして、次ページの8ページをお開きいただきたいと思いますけれども、8ページの第4条でございますが、現行の方の第4条の第1項の末尾の方にただし書きがございますが、改正案でそれにはただし書きを入れるものですから、この最初に入っておりましたただし書きの分につきまして改正案の方で第4条第1項の前段の方に括弧書きで表示をさせていただいたものでございます。同じく、改正案の方の第4条第1項の末尾の方にただし書きが加えられておりますが、これにつきましても今回の改正内容でございます入院に係る一部負担金について対象を15歳まで引き上げるというふうな内容を定めたものでございます。

最後に次の9ページの一番下の方になりますけれども、第5条の第3項でございますが、こちらも最後にただし書きで特に町長が必要と認めたときは更新申請書の提出を省略させることができるということで、先ほどご説明申し上げました亙理町心身障害者医療費の助成に関する条例と全く同様に、一たん再更新の申請書等を出していただいて、次以降につきましては自動的に更新をさせていただくというふうな内容でございます。

なお、この施行日につきましては平成23年10月1日ということになってございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議

員。

3 番（鞠子幸則君） 子供の病気を入院について中学卒業まで拡大するということですが、そうした場合はと前年の実績でいいですから何人くらい対象が拡大されるんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 対象につきましては小中学生合わせまして約2,900人になっております。それから前年で入院されたというふうなことでの実績を見ますと約100人の300万円ぐらいというふうな数字が出ております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 子供医療費の無料化についてなんですけれども、子育て支援とともに、これだけでない、少子化対策としても政策的に有効な手段だというふうに私思うんです。この、子供医療費の無料化は。今回は入院まで中学校卒業まで拡大したということなんですけれども、県内でも最近は助成を拡大しているところもあるんですね。今後のことなんですけれども、当然財源の問題は出てきますけれども、財源の問題は出てきますけれども、政策的な考え方としてどのように今後取り組むのか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今回につきましては、今までの、就学前ですか、までの実績で申し上げますと1件当たりの単価が入院につきましては約3万円になっております。通院につきましては1件当たり平均、件数は多いんですけれども、1件当たりの平均しますと1,500円ぐらいというふうなことで今回の一時的な負担の大きい、まずその入院の方を手当てしていこうということで始まってございますので、今議員の方からのご提案がありました内容につきましては今後検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号 亶理町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号 亶理町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

この際暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。休憩。

午前10時56分 休憩

午前11時08分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第35号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第8、議案第35号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第35号 平成23年度亶理町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

平成23年度亶理町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36億4,019万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億3,772万円とする。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

今回の全体的な補正内容でございますが、補正予算第1号の5月の臨時議会で51億9,400万円、今回で36億4,000万円ということで、トータルしますと当初予算プラ

ス1号と2号で88億3,400万円ぐらいの、議決をいただきますと予算規模になるという状況でございます。そういうことから、今回の6月補正につきましては、5月の臨時議会で申し上げましたとおり、当初予算の98億円の予算総額の事業費の今回一部見直しをさせていただきました。議会事務局経費、企画財政課、町民生活課、保健福祉課、産業観光課、都市建設課、学務課、生涯学習課でそれぞれ本年度事業が全壊等で施設が使用できなくなって管理経費等が使用できないということございまして、そういうふうなものの減額、あとは事業が実施できないということでの減額でトータルで歳出ベースでございますが、3億7,188万4,000円を今回見直し額ということで減額をさせていただいて、今回の6月補正の財源にさせていただいているところでございます。

特に財源については、ほとんどの経費については国県の関係の補助金、負担金、委託金等を財源としているところでございます。しかしながら、災害関係につきましては10%という地方に求められている災害復旧事業債ということでの起債、借金ですね、それがございまして、それ以外の財源については、特別交付税が3億8,000万円4月に交付されておりますのでこの財源を充てさせていただいて、歳入歳出財源を調整させていただいているという状況でございます。

本町の今の財源状況からいきますと、今回の補正を含めると特定財源の比率が83.8%ぐらいの財源になっているということで、特に今災害復旧の中で瓦れきの撤去経費が非常に大きな数字を示す、今後も示すと思います。やはり、財政当局の方で試算している限りでは国で90%、残りを地方債ということでございますが、大体うちの方の基準財政、基準収入額ですね、税の収入額等を換算しますと大体88%から、ぐらいが国県からもらう数字の平均になるんじゃないかというふうに財源的には見ております。そういうことから、当然のことながら町債、要するに借入金が、起債が大体12%ぐらい財源措置をせざるを得ない状況にあるのかなということでございます。できるだけ、今回も財政調整基金を使わないで、それぞれ事業の見直し等を精査させていただいて予算を編成させていただいたところでございます。そういうことから、今から歳出からご説明しますけれども、大事な大きな内容にだけにとどめさせていただきまして、よろしくご審議方お願いしたいと思います。

それでは、18ページ、19ページの歳出からご説明申し上げます。

まず、1款1項1目の議会費でございますが、343万5,000円の減額補正でござい

ますが、これは議会の議員の皆さん方の視察研修、費用弁償等の減額経費でございます。

次に、2款の総務費2款1項1目一般管理費で6,335万円の増額補正でございますが、右側の欄で見いただきますと、職員人件費で5,511万5,000円、これは新しい震災復興推進課を設置しまして職員分の経費ということで、町の職員についてはそれぞれの款から異動があった方々についてはその担当する部署での款での減額にさせていただきます、財源をこちらの方に持ってきております。

一般管理経費ということで822万円の増額でございますが、この中での13節の委託料見ていただきたいわけですが、600万円、これについては8月11日に本町の合同慰霊式を実施するための経費総額になっております。

19節の負担金補助及び交付金については、今回津波の被害で全壊または半壊以上ということで集会所が被災を受けた集会所がかなりの被害を受けております。そういうことから町の集会所補助要項に従いましてやりますと、これは天災的なものでございますので、やはりその行政区の負担が大きくなるということで、今回の場合には修繕費全額を補助したいということで210万円3カ所分、今回は浜吉田東、浜吉田西、一本松のそれぞれの改修経費を計上させていただいたところでございます。

次のページ、20ページ、21ページ、6目の企画費2,861万4,000円の追加補正でございますが、右側の説明欄の中での企画事務経費の中の委託料ということで、まちづくり協議会支援事業委託料ということで、1,083万6,000円、この増額補正でございますが、今回現在本来だと平成22年度3月まで五つのまちづくり協議会を設置する予定でございましたが、残念ながら日程までとりまして設立準備をした逢隈地区と亘理地区がどうしても被災後の応急復旧作業のためにどうしても日程がとれませんでしたので、それらについて今後逢隈地区については7月1日に設立総会が実施すると、亘理地区については8月お盆前に設立するというので、設立総会を予定しております。そういうことから、その職員6名分の雇用創出を行うための、これは緊急雇用の方の経費で財源を確保したところでございます。

11の公共ゾーン整備事業費ということで、1,500万円の工事請負費でございますが、公共ゾーンの北側の盛り土工事ということで、これは3,600平方メートルで北側高さ1メートルで駐車場用地として盛り土工事をする事業費でございます。

次のページをお願いしたいと、22、23ページでございます。12目の基金管理費ということで、9,536万2,000円の減額補正でございますが、これにつきましては庁舎建設基金2億円を減額するものと、今回先ほど条例を可決していただきました震災復興基金積立金ということで、1億463万8,000円を積み立てる経費でございます。

下の経費で、3款民生費1項3目老人福祉費で1,376万4,000円の減額でございますが、右側の方で見ていただきますと6の敬老式典経費ということで、本年度は敬老式典を開催しないということで944万4,000円の減額でございます。

次のページに、上段にございますが、10の老人保健措置事業費ということでの扶助費432万円の減額については、これは山元町の老人ホーム梅香園の入所の方が3名亡くなりましたので、その経費の減額でございます。

4目介護予防拠点施設費2,469万1,000円の減額でございますが、これは荒浜にあります互理健康センターが今回津波で全壊したということで管理経費を全額落とすものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費でございますが、197万4,000円については説明の欄にあるように乳幼児医療費の助成拡大に伴うシステム改修委託料でございます。

次のページ、26ページ、27ページをお願いしたいと思います。

3項1目災害救助費5,894万1,000円の増額補正でございますが、詳細については右側の方に掲載のとおりでございますが、今回の主な経費については観音院に仮埋葬した土葬の121体を火葬するというそれぞれの経費が3,035万2,000円、委託料、賃金、消耗品、燃料費、使用料、工事請負費ということでございます。

すみません、じゃあ続けさせていただきます。

そのほかの経費については集会所と避難所関係の災害救助法に基づく消耗品燃料費、あと工事請負費として避難所の仮設施設の撤去工事費、あと扶助費として緊急生活支援金ということで、今回これは町単独で750万円計上しておりますけれども300人分の追加経費を計上したところでございます。

次に、28、29ページの4款の衛生費については記載のとおりでございますので、説明を省略させていただいて、30ページ、31ページをお開きいただきたいと思います。

5款労働費でございます。5款1項1目1,033万円の減額補正でございますが、今回緊急雇用創出事業経費ということで、委託料、この3事業についてが今回の津

波により事業が実施できないということで財源については別の事業に振りかえをさせていただいているという状況でございます。

次に、6款農林水産業費の6款1項1目農業振興費7億8,916万2,000円の増額補正でございますが、31ページの一番下、19節の負担金補助及び交付金ということで、補助金ということで伊達市移住営農再開支援助成金ということで、105万円の追加でございますが、本町から6名の方がイチゴ農家の方々が間もなく来月出発するということでの一部助成でございます。

次のページ、お願いしたいと思います。次のページの同じ科目の中の19節負担金補助及び交付金ということで、これは被災農家経営再建支援事業補助金ということで、これは今回の震災の被害を受けた農地について地域の取り組みとして経営再開に向けた復旧作業を共同で実施する農業者に対しこの支援金を交付するという形になります。農業者の方が組織する仮称であります、亘理町地域農業復興組合に一括交付するという資金内容でございます。資金の使い方につきましては農地の草刈り、しゅんせつ、小さな瓦れきの撤去等を実施した。そのほかに、作業機械等がすべて失っている状況でございますから、機械のリース料等も含まれる経費ということでございます。基本的には3カ月間述べ1,170人の雇用を目指して行うという事業でございます。

次に、6目の農地費600トンで7万4,000円の減額については、農村公園の管理経費。用排水路整備事業が今年度実施できないということでの減額でございます。

次に、3項水産業費の中の2目漁港修築費642万3,000円の減額については、これは荒浜の漁港にありますフィッシャリーナですね、の委託経費でございますが、今回ここが全壊被災しておりますので、管理ができないということで施設がなくなりましたので減額するものでございます。

次に、34ページ、35ページでございます。7款商工費1項3目観光費6,568万5,000円の減額補正でございますが、右の欄で見てくださいと観光振興経費ということで、19節の負担金補助及び交付金の補助金、今回亘理町観光協会事業補助金ということで、亘理ふるさと夏祭り事業820万円、荒浜海水浴場運営事業ということで400万円、それぞれ事業を今年度は見合わせということでございまして、減額するものでございます。そのほかに観光施設整備事業経費ということで、要するにわたり温泉鳥の海の方からの入湯税の積み立てをするための経費とフィッシャリ

一ナの経費を積み立てするわけですが、3,075万7,000円についても今年度見込めないことから減額するものでございます。

次に、4目の企業誘致対策費、1,414万5,000円の減額補正でございますが、これにつきましては28節の繰出金互理町工業用地等造成事業特別会計繰出金ということで、職員2名の方が震災復興推進課の方に異動されておりますので、その経費を減額するものでございます。

次に、8款土木費8款2項3目道路新設改良費ということで、1,220万円の増額補正になっております。内容については改良事業費ということで、1,230万円の減額と。

次のページに入ります。37ページの上を見ていただきたいと思いますけれども、舗装事業費で2,950万円工事請負費ということで、増額になっております。あと、側溝新設改良事業費で1,600万円の減。活力創出基盤整備事業費ということで、工事請負費1,100万円の増でございますが、これについては逢隈の沼添一里原線の安全対策ということで、歩道設置工事が国の追加の補助金がつきましたので増額するものでございます。

次に、4項都市計画費の中の1目都市計画総務費565万4,000円の減額については、これも1名の方の職員が震災復興推進課の異動のための人件費を減額するものでございます。

次に、2目の公共下水道費454万5,000円の増額でございますが、これについては公共繰出金ということで、互理町公共下水道事業特別会計繰出金ということで、今回災害復旧等の事業費の分相当ということでの一般会計からの繰り出しの増額でございます。

次に、5項の住宅管理経費でございますが、1目住宅管理経費360万円の増額補正については次のページをごらんいただきたいと思います。仮設住宅管理経費ということで主な経費につきましては工事請負費ということで、仮設住宅のスロープ設置工事等ということで、計上されておる内容でございます。

次に、9款1項2目非常備消防費ということで、802万6,000円の増額補正については非常備消防の方々の今回被災を受けて作業服等がすべて失ったということの補充と、小型ポンプ車の修繕経費相当が今回の補正内容でございます。

10款教育費1項1目教育委員会費1,190万円の増額補正についてはスクールバス

の運行委託料ということで、来年の3月までの委託料ということで、1,190万円を増額するものでございます。

次に、2項1目学校管理費816万7,000円の減額。

そして3項1目中学校の方の学校管理費429万円の方の減額については小学校については荒浜小学校、中学校経費については荒浜中学校のそれぞれ管理経費を今回今年度は使用できないという状況でございますので、減額するものでございます。

次に、社会教育関係については事業費精査ということでごらんをいただきたいと思えます。

42、43ページ5項1目保健体育費の中の総務費706万円の減額補正でございますが、まず本庁舎経費ということでの事業費の精査でございます。

44ページ、45ページについてもそれぞれの公民館関係の事業費を減額するものでございます。

次に、3目保健体育施設費ということで、762万1,000円の減額補正については、それぞれ体育館、運動場関係の事業費の、今回事業が実施できないということでの減額でございます。

次に、11款、46、47ページですけれども、災害復旧費ということで、11款1項1目農林水産施設災害復旧費ということで、1億1,352万円の増額補正については右の欄をごらんいただきますと、13節の災害調査委託料ということで、1,512万円、工事請負費ということで、ため池災害復旧工事ということで、9,840万円これは8カ所分の災害復旧関係の経費になっております。

次に、11款2項、次のページに入って1目48ページでございます。公共土木施設災害復旧費ということで、25億8,150万円の増額補正についても右側の欄をごらんいただきますと、まず13節の災害調査委託料1億5,700万円、15節の工事請負費ということで、公共土木施設災害復旧費ということで、288カ所分24億150万円の増額でございます。あと、17節で公有財産購入費ということで、2,300万円、これについては現在町の採石場ということで、割山を指定しているわけですが、災害が起きる前につきましては割山の採石場については約11万トンぐらいとれるという状況でございました。今回の災害により災害復旧等に使いまして今残りがわずかになってきております。そういうことから、今後災害復旧等で使用する採石を確保しなくちゃならないということでございまして町の町有林を利用したいということ

での用地を購入するものでございます。

次に、3項文教施設災害復旧費ということで、1目保健体育災害復旧費、2目公立学校施設災害復旧費、3目社会教育施設災害復旧費についてはそれぞれの金額につきまして、まず保健体育施設については海洋センターの災害調査の方の委託料でございます。小学校費については公立学校については、小学校と中学校の災害調査を受ける委託料と工事請負費等でございます。社会教育施設関係では公民館の復旧ということで、災害調査委託料100万円、工事請負費については今回地震等によりまして中央公民館の災害復旧ということで、空調設備が破損してしまいましたので、1,601万7,000円の工事を実施するものでございます。

次のページに入りまして、文化財関係の復旧でございますが、51ページの上の段でございますが、工事請負費ということで、伊達家墓所の災害復旧工事ということで、892万5,000円、これは伊達家の墓所の墓石が今回地震によりまして倒れたり石の移動があったということで、据えつけ復旧させる事業費でございます。

次に、4項災害廃棄物処理費1項でございますが、1目でございますが、今回補正額が1億8,589万7,000円の増額補正でございます。右側を見ていただきますとほとんどの経費が賃金でございます。臨時職員の賃金ということで、3,772万円、これについては災害復旧に伴う緊急雇用事業ということで、6カ月間6月から11月まで41人を雇用して軽微な瓦れきの撤去、細かいもの、あとは側溝の清掃、草刈り等を行うために今2班編成で実施する予定での臨時職員の経費でございます。

13節の委託料、災害瓦れき等の撤去業務委託料ということで、1億1,025万9,000円のものについては災害ごみの収集運搬委託、あと委託関係と危険物等の処理委託、倒壊家屋の解体経費等でございます。

2番目に被災車両処理費ということで、1,243万8,000円の増額補正については車の2次処理を町で実施することになりましたので、これの保管所の管理委託業務ということで、684万7,000円と車両の引き揚げですね。一たんは5月13日で終了したわけでございますが、やはり瓦れき家屋等の解体によりましてまだ現場から出てきている状況なものですから、これらの車両引き揚げの経費合わせて1,173万8,000円を増額補正する内容となっております。

次に、歳入の方をご説明しますので、10ページ、11ページをごらんいただきたいと思っております。

初めに、1款町税7項1目入湯税について2,745万7,000円の減額補正については、わたり温泉鳥の海と健康センターの入湯税を今年度は全額徴収できませんので全額減額するものでございます。

9款地方交付税1項1目でございますが、1億4,365万2,000円については1節地方交付税ということで、今回は特別交付税をこの額を使用する歳出で不足する財源について使用するものでございます。また、特別交付税についてはまだ4,400万円ほど残高がある状況でございます。

次に、12款の使用料及び手数料については減額額が1,917万6,000円の減額でございますが、それぞれ使用料の減額でございます。民生使用料、労働使用料、教育使用料、商工水産使用料の記載のとおりでございます。

次のページ、12、13ページをお願いしたいと思います。

13款1項4目災害復旧費負担金16億円の増額補正でございますが、1節公共土木移設災害復旧事業費負担金ということで、16億円でございます。これについては3分の2が国の補助ということで、288カ所分の経費でございます。

次に、2項3目土木費国庫補助金ということで605万円の増額につきましては活力創出基盤創造交付金ということで、地方道路整備事業ということで、これは沼添一里原線の道路改良の追加分、補助率が55%の補助でございます。

次に、6目災害復旧費国庫補助金1億63万3,000円の増額でございますが、おもなものは6節の災害廃棄物処理費補助金ということで、9,923万3,000円、これについては90%の補助でございます。

次に、14款県支出金、主なものにだけ、14款2項4目農林水産業費県補助金ということで、7億8,770万円については被災農家経営再建支援事業費補助金ということで、これは補助率が100%でございます。

次に、9目労働費県補助金5,813万5,000円。これは重点分野の緊急雇用の方の雇用創出事業交付金ということで、これも100%の補助金でございます。

10目災害復旧費補助金1億297万5,000円の増額補正でございますが、3節の農業施設災害復旧費補助金、8,856万円、これはため池の災害復旧費補助金でございますが、8件分で補助率が90%でございます。

次のページ、14ページ、15ページをお願いしたいと思います。

4節社会教育施設災害復旧費補助金ということで、1,441万5,000円については、

これは中央公民館の空調設備関係の改修工事ということで、動力基盤設備等も含めた内容でございまして、補助率は90%でございます。

3項委託金5目民生費委託金4,764万円については災害救助法に基づく委託金ということで、これも全額補助でございます。委託金でございます。

次に、16款寄附金1項1目寄附金1億477万4,000円の増額補正でございますが、説明の欄で東日本大震災復興資金ということで80件分1億461万4,000円でございます。あと、地域協働のまちづくりとして2件の指定寄附がございまして3万円、保健衛生費資金ということでの指定寄附が2件で11万円、児童福祉費資金ということで、1件2万円の貴重な寄附をいただいたところでございます。

次に、次のページ、最後のページお願いしたいと思います。16、17ページでございます。

20款町債1項7目災害復旧事業債7億3,850万円の増額補正でございますが、まず1節に農業施設災害復旧事業債ということで、680万円、これはため池改修工事費の補助されない10%分でございます。

3目公共土木施設災害復旧費7億2,000万円、これは公共土木災害復旧事業債ということで、道路関係の経費でございます。

6目災害対策債ということで、1,170万円、廃棄物処理事業債と公共施設等の災害復旧事業債がそれぞれでございます。

最後になりますけれども、5ページの方をお開きいただきたいと思っております。

5ページについて、「第2表 債務負担行為補正」についてご説明を申し上げます。追加ということで、防災無線設備工事費、固定系でございますが、期間が平成24年度から平成25年度までで限度額が3億994万2,000円を限度とするものでございます。これは平成23年度から3カ年にわたって事業を行うものでございまして、事業費総額については4億2,587万4,000円で今回この固定系の整備を行うものでございます。

次に、防災無線設備工事施工管理業務委託料ということで、固定系でございますが、これも期間は平成24年度から平成25年度までということで、限度額を378万円に限度額を定めるものでございます。

次に、「第3表 地方債の補正」ということで、初めに、追加、公共土木施設災害復旧事業債7億2,000万円の限度額でございます。もう一つは農業施設災害復旧

事業債、限度額を680万円に定めるものでございます。起債の方法、利率、償還方法については記載のとおりでございます。

次に、変更でございます。災害廃棄物処理事業債につきましては1,100万円を追加して3億5,550万円に増額するものでございます。公共施設等の復旧事業債、70万円を追加して2,120万円に増額して限度額を定めるものでございます。起債の方法、利率は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 33ページですね。6款1項4目19節、若干企画財政課長から説明ありましたけれども、被災農家経営再開支援事業について、10アール当たりの金額も含めて説明してください。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） それでは、まずこの7億円の内訳でございますが、水田の面積が1,721ヘクタール、これが単価が1反当たり3万5,000円でございます。露地野菜畑330ヘクタール、これが4万円でございます。あと50ヘクタールの施設野菜が5万円。あと20ヘクタール、施設野菜で野菜をするために土とか撤去した場合は1反当たり14万円の単価だということで、面積的には2,121ヘクタールでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 39ページ10款1項1目13節スクールバスですね。スクールバスについて、今の現時点での運行、どういう形で運行しているのか、まずそこを述べてください。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 今のご質問にお答えします。

現時点でのスクールバスにつきましては、3路線を今、回しております。まず、委託しているバス2台で2路線、町のバス1台で1路線。主に、仮設を中心に、全仮設を網羅して登下校に間に合うような内容で回しております。朝2便、午後、朝2往復、午後下校時も2往復という形で回しております。今のところそのような状況でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） このスクールバスの運行についてはこれを見ると全額町の負担なんですよね。本来であれば、3.11の大震災で仮設住宅に移らざるを得なかったということであれば、町で負担するのではなくて本来であれば国が負担すべきだと思うんです。しかも、7月に提出する予定であろう第2次補正予算に私盛り込む必要があると思うんです。それを強力に進めていただきたいと、その答弁をお願いいたします。

もう1点目、51ページ11款4項1目7節、瓦れきなどの撤去に41人の臨時雇用をふやすということでしたけれども、私はこれ全額町の負担でなく国から来るんですよ、全額。そうなってくると、現時点で農地も失い、船も失い、職場も失い、みんな失業状態なんです。そういう人たちを臨時職員で採用する、これ協力を推し進める必要があるんです。何人失業していてどのぐらいの人の雇用を望んでいるのか、それを調べて強力に進めないと失業状態になっているという状態は好ましくありません。今後の見通しについても答弁お願いします。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 第1点目の国への働きかけということなんだろうと思うんですけれども、町の方では県の方から調査、国の方からさまざまな調査来ておりますけれども、要望的なものあった場合という形で何件か来ておりました。その都度バスの経費、さらには災害復旧していくためのさまざまな経費について国ですべて補助していただくようにということで、要望は出しているところでございます。なお、今後もそういった調査がございましたら機会があるたびに要望していきたい、このように考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 臨時雇用につきましては、今現在41名分とその前に採用しました23名、あと税務課の方で1名ほど採用しております計71名ほど今現在採用しております。議員さんおっしゃるように、今実情的にどのぐらいの人が職を失っているのかというのはちょっと把握はしていないんですけれども、随時庁舎内の中で臨時職員の採用があれば随時雇用を図っていきたい。

また、農家の方々につきましては、先ほど議員さんが質問ありました被災農家経営再開支援事業等である程度の日銭を稼ぐような事業、また漁協関係についても今

瓦れき等で従事すれば日当をもらえる等で今やっている部分もありますので、その辺があるという状況でございます。ただし、今後ともそういう町の方で臨時雇用等の仕事があれば随時採用していきたいと考えています。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。11番佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 21ページ公共ゾーンの整備事業費で盛り土工事3,600平方メートルの盛り土工事をして駐車場にするという、そういうことですがけれども、現在公共ゾーンに住んでいらっしゃる方に対して1件1台の駐車場の確保はできているのでしょうか。この3,600というのはプラスしての駐車場ということなんでしょうか。お願いいたします。

あともう1件、51ページの災害廃棄物処理費の中で災害瓦れき等撤去事業委託料1億1,000万円なんですけれども、津波に遭わない全壊になったおうちを対象にこの撤去作業という、そういうことですがけれども、これは何件ぐらいの撤去を予定しているのでしょうか。そしていつごろまでにこれ終了する予定なののでしょうか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 公共ゾーンについては、現在558戸分の仮設住宅が建設されております。それで、駐車場につきましては558戸分、1戸につき1台分は既に確保してあるということでございます。今は、1戸につき2台3台持っている家庭が多いということで、強い要望がございました。駐車場をふやしてほしいということでの。公共ゾーンについては用地があるというふうなことで、南側の盛り土している土を北側に持ってきてその上に山砂利を敷いて駐車場を確保するという内容での工事費でございます。この工事が完了しますと、約180台分が新たに駐車場確保できるということでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 先ほどの災害瓦れき等の撤去業務の委託料ですが、1軒200万円ぐらいかかる、倒壊家屋1軒200万円と単価を見まして50軒分1,000万円計上しております。それで時期は、1億円、申しわけございません。時期的にはなるべく早く申し込み、一応はいただいておりますけれども、申請書をつくりましてなるべく早く撤去していただくように都市建設課の方と連携をとって行っていきたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） そうすると、公共ゾーンの方は1世帯1台の駐車場ではなくてプラス180台、2台持っていらっしゃる方の対応という、そういうお話だと思います。本当に、日中はそんなに込んでいる状況でないんですけども、朝とか夜になるともう車がいっぱいちょっと通れない、もし緊急車両とか入ったときに身動きができないような、今駐車場の状況になっているというようなことですので、これはいつに完成する予定なんでしょうか。いつから、その駐車場180台分できる予定なのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 駐車場の確保につきましては、緊急を要するという事で、工事の方は既に始まっております。来週中ぐらいから使える状態になるということでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。19番安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 33ページなんですけど、先ほど鞠子議員も質問していましたが、被災農家の経営支援事業の補助金ということで、7億8,700万円ほど来るわけですけども、この使い方については農業復興組合をつくって産業として仕事していくんだという話があるわけですけども、実際的にはやはり若干問題あるのかなと私思うんです。というのは、少なくとも来年度の作付については塩害があった地区の中でも少なくとも東部道路の上の部分については町としても来年度の作付にしたいという考え方持ち合わせているんですけども、少しでも復旧の部分が進むようにするにはやはり瓦れきの部分の多い地区とあるいは西部地区、東部道路の西側の部分については余り瓦れきの部分ないわけですけども、多くある部分については別として、やはり各農家というか耕作者の方々にその部分は組合は組合のメンバーに入るのも結構ですけども、その方々に作業をやってスムーズに作業していかないと私は、復興が作付が来年度までちょっと難しくなる可能性も私はあるのかなと考えるわけですけども、その辺、どうなんでしょうか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず、今議員さんおっしゃるように縦貫道から西側については来年度作付をするように県の方をお願いしています。

今回のこの事業、この再開事業につきましては、西側については、あのエリアについては草刈りの業務をお願いしたいなど。東側については、かなり被災しており

ますので、今回瓦れき等については町単独で重機等で瓦れきを取っております。その後には小さなれき、そういうものを除去していただくことや、またその作付が1年ぐらい、2年できませんので、一応除塩対策としてヒマワリ、クリーニングクロープという事業があるんですけども、そういうもののヒマワリ等を作付して除塩していくと、そういうものを幅広くしていきながらなるべく多くの農家の方々に日銭が回るような形を考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） 特に若くて時間とれる方が仕事することについては私はいいと思うんです。ただ、一般的に、高齢者が、ほとんど高齢者になっているわけですから、その方々同じような形で仕事、農作業というのはほとんど不可能なのかなと私思うのね。そうしてくると、今まで個人的に高齢者の中でも一生懸命頑張っている方についてはほとんど収入がなくなる、収入が得ることができないという可能性が、私は出ると思うんです。その辺もう一度考えてほしいなと思います。

それから、来年度の作付に向けて、除塩作業については県の方での事業でなくなるような話しされていますけれども、その辺のどういう作業体系に今なっているのかの部分と、それに合わせて今ポンプ場の復旧の部分についてもこの前の説明の中では大分復旧しているような状況にあるわけですけども、農家の方というのは今の状況の中でどれだけ復旧の状況、一番ポンプ場だね、ポンプ場の排水の部分の復旧状況と除塩の作業を見通しの部分が立っていないですね、ほとんど。この前も営農組合等の中で説明があったようですけれども、ただ、その部分も営農組合の責任、組合の責任の中で各地区の中で説明はあると思うんですが、除塩の作業も含めてその見通しがなっていないわけですけども、その辺どうなんでしょうか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 除塩の関係でございますが、先ほど申したように、縦貫道西側と、高須賀の一部についてはまず県の方をお願いしている。それはどういうことかといいますと、用水、まず除塩するためには水が必要でございますので、用水機能がそのエリアについては用水機能は大丈夫だと。ただ問題は、下流の方に水が来ますので、今度排水対策が必要になってきます。そういうことから、県の方をお願いしているのが9月の台風シーズンまではなるべく70から80%今機能しているものを9月までにはお願いしていただきたいということをお願いしているんですが、

その計画としましてはまだ昨日の一般質問でも回答しておりますが、今荒浜第2排水機場については、ウォーター800ミリは6月で今動いています。毎日常時排水しています。どうしてかといいますと、このウォーターきり動きませんので少量の雨でも冠水するというようでございます。毎日6月1日から毎日フル回転で運転している状況でございます。今、運転できるのが吉田排水機場のエンジン1,350ミリは、運転できますが、仮締め切りと前後の呑み吐き口が砂があるというので、それを今とっている状況でございます。それを終わればすぐにでも運転できる状態でございます。

9月につきましては、荒浜第1排水機場の方に800のモーターが動きます。荒浜第2排水機場についてもエンジン1,200二つあります。それについても9月までは動くように今頑張っております。あと、吉田排水機場のモーター2基900ミリあるんですけども、それも9月上旬までは稼働できるように今修理しております。大畑排水機場でございますが、これはモーターとエンジン、モーター700ミリについては6月下旬にはきょうあたりは大体可能な状況になっているのかなと思うんですけども、700ミリは運転可能な状況でございます。エンジン1,100については800、8月下旬に修理できるというような報告はいただきました。ただし、御存じのように長瀬排水機場は全壊でございますので、修理不能というものでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安細隆之議員。

19番（安細隆之君） あの、今課長が答弁が一つ漏れているんですが、いわゆる高齢者の方々、農家の方々でこの作業組合の方に入らなかった場合にほとんど所得が収入が得られなくなる可能性の部分で、その辺が今答弁漏れしたのね。それから今、そのことじゃあ説明してください。

それから、今回の農業の復興事業について農業者の部分に周知も早目にしてほしいなと思いますし、それからこういう審議の場の中で瓦れきの撤去作業も大分今計画的に町ではやっていると思うんですが、逢隈地区と亘理町の方々については余りそういう瓦れきの撤去の部分には余り関心とかどの程度のぐらいでという部分かなと思います。けれども、ただ避難、仮設住宅に入っているの方々についてはいろんな情報的には入っていると思うんですが、特に荒浜地区の部分と吉田東部の方々についてはうちの方に戻っている方もいますけれども、ほとんど瓦れきの撤去

が、あるいは農地の瓦れきの部分で撤去している中で、目の前までずっと工事してきたなと思うと次の日から自分のうちから重機がいなくなって、ほかの方に行っているようだという話がよく聞かれますよね。そうすると、瓦れきの撤去含めて、復興の部分がどうなっているのでしょうかという部分がよく言われるんです。その流れが見えない、あるいはその計画が、予定がわからないという部分があって、その辺も今回の議会の中でも我々はもちろん承知しているわけですが、職員の方も職員の方全部に周知徹底してもらえれば一番いいんですが、そういう自宅に戻って生活している方々に、特に農家の部分では復旧、農地の瓦れき、あるいは除塩作業等も含めながらやはり大分心配されているわけですね。来年度の営農計画立てる部分についても。その辺も一般質問じゃないんですけれども、こういう予算審査の中ですけれども、その辺の趣旨徹底を図ってもらうようお願いして終わりたいと思います。

よろしくお願ひ、答弁含めてよろしくお願ひします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず、高齢者の方のどのような形で支援していくのか。まずこの事業は参加する、しないことにはお金を支払いすることができないのでございますので、農政推進員等にお願ひをしてまず参加していただくような形になると思います。この事業ができてから、うちの方で個別に行政区の方に入りまして先週ずっと1日3カ所ぐらいの形で依頼があった行政区の方に説明会をしております。きのう、その説明会が終わったというのできのう設立、組合の設立をしたというような状況になっております。最終的にはどのぐらいの参加者が見込まれるのかというような朝方ちょっと聞いてきたんですけれども、1,500人ぐらいは見込まれるんじゃないかという話は聞いております。高齢者につきましてはまず参加しないことにはお金は払うことできませんのでなるべく参加していただくような方向で農政推進員等を通じながら促し、あと実行組合等をしていきたいなど。

あと、瓦れきの除去でございますが、状況につきましては東側、常磐自動車道から東側については瓦れきをとったからって来年早々には作付はできないと思っています。西側については全力投球しながら来年作付するような形になりますけれども、どう見ても東側について瓦れき取ったからって、はい来たると来年度作付できるのかというのはちょっと難しいと思うんです。その辺、農協関係団体等通じてその

辺を今後瓦れき取ったから終わりではなくて今後の土地利用どのようにしていくべきなのかを話し合いしながら住民に周知していくほかないのかなと考えております。というのは、どういうことかといいますと大区画圃場整備とか畑地造成とか、そういうものやっつけていかないとただ単に復旧ただけで農地の今後の土地利用が図れないんじゃないかと考えておりますので、その辺で説明会等でやっていきたいと。

あと、瓦れきの今後の状況でございますが、今高須賀の方から攻めてきます、荒浜地区は。あと吉田については南の方からずっと順次攻めてきています。そしてパイロットの方も今攻めております。その辺で議員さんがうちの近くまで行って帰っていったというような話は多々聞いております。うちの方は入る前に農協とそういうところの話をしながらなるべく方向性について、農地の方向、瓦れきの除去方向については関係しています農協さんと話ししながら苦情のないような形で対処していくために打ち合わせ会などを催している状況でございますので、少しご理解願いたいなと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 今回重点分野雇用創造事業で5,800万円ほど県の方から補助事業ありますけれども、この緊急雇用の使い道の中で町が今回やろうとしている中小企業整備機構の事業の中で、この緊急雇用の中から人的な補助とかあとは用地の借り上げ費とかそういうものは出ない、出ていないのか確認をします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） この緊急雇用創出事業というのは今回震災分でございますが、この事業については人件費またそれに伴う重機、ダンプとか油代とか、そういうものだけを捻出して、先ほどの質問あった中小機構の関係の土地借り上げ代については、今回は上げておりません。以上でございます。（「人件費」の声あり）人件費。（「人件費漏れてるよ」の声あり）今の緊急中小機構の関係のものについては今のところ考えておりません。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 今のところ考えてないという話の答弁ですけれども、いずれ操業なった場合、町としてこの事業に対して臨時職員とかそういうものを当てる町直接の費用として補助事業でもなんでも、町の方からの支出としてここには使わないということね。それで、確認いいですか。だから、借地の借り上げの方も町からは一切

出さないと、そういうことで一応確認します。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今回、3カ所の分でやっていきたいということで、まだ地権者等には今交渉中でございます。単価等についてもある程度提示しておりますが、最終的な決断には至っておりません。ですから、もし民地等の借り上げが正式に決まれば9月あたりで再度借り上げ代を上げていきたいと考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） この質問はもう1回しますけれども、最終的には51ページの使用料及び賃借料の瓦れき、使用料の借り上げ代1,600万円、これはどこを指してこのぐらいの賃借料が出てきたのか、使用料ですね、最後のページ。一つ答弁。

あと、今の件で幾ら民間の使用料が発生すると、そして考え方からすれば荒浜の交番の前だという説明聞いていますよね。説明では。ただこの事業を採用している岩手県の大槌町というところがあるんです。ここね。ここは、浸水した地域からは申請があっても認めないと。店舗。大槌町では。そういうちゃんとラインを張っている。荒浜は今回の地震で12.2メートルの高さの津波が来ている。この大槌町の例を見れば、今そこにもし借り上げだとかで将来出てくるかわかりませんが、そういう用地に、あとは旧の漁港事務所の荒浜支所、そういう本当に危険、防災無線も行っていない、避難場所もない。そういうところで店舗を張ってお客様を呼んでやるという町の指導はいかなものかと私は考えます。いざ、きょうだって朝に地震ありましたよね。ああいうのは想定というのはないんだから。いつ来るかわからない。そこに不定期な、週何回かわからないけれども、事務所でも今の家屋の前でもあとは旧荒浜支所のところの漁港の支所でもそういうところに客を寄せてものを販売するという、そういう姿勢というのは町民から問われるんでないか。そういう考え、私は持ちます。その辺の判断するのは多分町長だと思いますけれども、そういうところでやっていいのかということです。その辺、町長さんから一つ最後をお願いします。あと、借り上げの都市計画。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 初めに、51ページの使用料及び賃借料の1,629万6,000円の内訳なんですけど、これは緊急雇用に係る側溝掃除とか瓦れき処理に係る低床式の低い

ガッカの借り上げとか、それから実際に働いている方の移動するワゴン車の借り上げとか軽トラックの借り上げ等ということで1,629万6,000円を計上させていただいております。以上です。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 先ほどの中小機構で仮設店舗、仮設倉庫等につきましては被災した荒浜地区の方に建てることはいかかなものかと。確かに、防災上の観点から議員さんがおっしゃられたものも一理あると思います。ただ、今後まちづくりの一環の中で荒浜の復興再興を願う方々がおられます。その方々からそこでやりたいんだというような希望等がありましたので、町の方ではその方を、その位置でもやむを得ないんじゃないかということで、今回事業を進めるようになったいきさつがあります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。8番安藤美重子議員。

8番（安藤美重子君） 27ページの災害救助経費の中で臨時職員307万2,000円ですね。この方たちは集会所で勤務なされる方々というふうに伺ったんですけれども、集会所にそれぞれ何名ずつ何人の方をここに雇用するのかをお願いします。

それとあわせて、集会所には臨時の職員だけしか置かないのかどうかということ。その集会所では主にどういう業務にかかわるのかをまず教えていただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 緊急雇用で創出しています集会所の臨時職員。1カ所2人でございます。7カ所ございますので14名ですね。配置しております。町職員は配置しておりません。業務の内容でございますけれども、毎朝うちら方の窓口の、窓口といいますが、総務課まで来ていただきまして集会所のかぎをお渡しするわけですが、その日例えば町からの配布物なんかも配布していただいておりますし、あと施設の関係の不具合等も集会所の臨時の方にお伝えいただくということで、夕方5時に終わりましたら総務課の方に戻っていただいてその報告を受けます。それは総務課と今は都市建設課と両方で受け付けをするというふうな内容でございます。それで、そこで出てきた問題等、回答しなければならないものについてはその後回答を書いて次の日の朝臨時の方に出して、あと回答を仮設の皆さんの方にお知らせするという業務をやっていただいております。以上です。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 仮設のところの集会所には、栃木県の方とか青森県の方とか保健師さんであったりいろんな方たちがサポートに入っていると聞いております。今現在そういう方たちというのは、たしか教育委員会の方にも先生方として派遣されている方もいらっしゃるというふうに聞いています。今現在、町の方にはそういう形で派遣されている方々というのはどれくらいいらっしゃるものなんでしょうか。それとあわせて、その方たちの賃金というんでしょうか、宿泊費というんでしょうか。そういうものは町でどのようにお考えになっていらっしゃるのかお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） まず集会所だけについてお答えさせていただきます。集会所、以前東京都の中野区さんとか練馬区さんが来ていただきました。それで集会所もそうですけれども避難所、各避難所にも配置していただいて、これは金額的には、金額というの変ですけれども、派遣元が持ってくださいました。それで現在は宮城県の方も来ているんですけれども、今のところは避難所関係と仮設住宅についてはどなたもおりません。それでお手伝いいただいている職員の数なんですけれども、ちょっと今把握しておりませんが、まず推進課、復興推進課の方には県の方から2名、それから練馬区から2名、淡路市から1名ということ。それからこの金額については県職の場合は派遣先が持つような格好、ほかの分については派遣元、基本的にはそういうふうな格好です。それから、あと来ているのは東北財務局から2名ほど保健福祉課の方に来ております。これも1カ月前から2名ほど来ていただいてお手伝いをしていただいております。現在はその2人と4月1日から県の方からも1名。短期的にいろいろな状態で1週間なり2週間ということで、いろいろ出入りありますけれども、基本的には今言った中身の状態でございます。

あと何でしたっけ。（「看護師」の声あり）看護師につきましては……。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 先ほど安藤議員さんからのお話があったようにずっと各避難所、それから仮設住宅の方につきましては町の保健師と他県からの、あと県の方からもなんですけれども、他県を含めまして保健師看護師ご協力いただきましてずっと回っております。現在も回っておるんですけれども、これにつきましては県の方に

要望を出しまして、各県なり各団体の方から協力いただけるというふうなお返事をいただいた方について、こちらの方にその団体なり県によってそのサイクルは違うんですけども、おいでいただいております。多いときで10名ぐらいの保健師さんなり看護師さん来ていただいております。あと、青森県の方につきましては一たんきょうで終わるんですけども、来月以降につきましても改めて派遣の延長ということで回答いただいておりますので、今のところ青森県の保健師さんにつきましては県内何町村かから集まってきていただくんですけども、引き続きローテーションを組んで応援をいただくということになっております。

そのほかに、各仮設住宅の方に社会福祉士会という県の方で社会福祉士でつくっている任意の団体があるんですけども、そちらの方からも先週の土日、それから今週の土日と2日間、4日間でしたっけ、延べで20名ぐらいの方においでいただきましてあと弁護士の方も5名おいでいただきまして総合相談というふうなことで高齢者や障害者を対象に相談を行っていくということで、今後もそういった形で続けていくと。ただ、すべてそれにつきましてはボランティアというふうな形でご協力いただいているという状況でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに。（「学校の方」の声あり）教育長。

教育長（岩城敏夫君） 学校関係で、県の職員、緊急に派遣していただいて被災した学校に1名、7月いっぱいまでですけども、それから、教育委員会の事務局にも事務職員1名派遣されております。そのほかにも、被災した、特に小学校なんですけれども、スクールカウンセラー1名を7月22日まで愛媛県の方なんですけども、5名で1週間交代で来て、そういうふうなこと、子供のケアということで、県教委の方をお願いして派遣してもらっております。それから、現職教員、東京都から1名派遣してもらってもう既に荒浜小学校に6月から配属してもらっておりますし、来月7月5日に今度は秋田県から派遣された先生を逢隈中学、逢隈中学校は被災をしていないんですが、実は1年生が43名になっちゃったんです。いわゆる荒浜中学校が入ったものですから、2学級にできないと。空き教室がないということ、我慢学級ということで1名秋田県から派遣していただきまして子供1人1人にきめ細かな指導をしてもらおうということで、1名派遣していただく。そのほかに、学校緊急支援員ということで、退職した先生方、亘理小と長瀨小ですね。それから荒浜中学校の方に7月いっぱい。それから事務職員として長瀨小学校に。この方は緊急学校支援員とい

うことで、退職した方。すべてこれ県の負担で、県費です。町から一切出しておりません。そういうふうにとくさんの支援を人的にいただいているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 今いろんな方々、それから県内の方、県外の方、いろんな方々に私たちの町では応援をしていただきました。その中でほとんどがボランティアであったりというふうに伺いました。その方々が帰られるときには、ぜひ町だけでなく町民の皆さん、そしてお世話になった方々もありがとうございますというセレモニーみたいなものとか何かをきちっとやっていかなければいけないと私は思うんですけども、そういう対応については町としてはどのように交代時のときとか帰られるときにはどのような対応をなさっているのか伺います。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 非常に、難しい問題ですけれども、一応町では長期にわたって帰られる方につきましては何ていうんですか、お別れ会みたいなものですね、こういう場所とかやっております。ただ、町民の皆さんを、例えばわかりづらいと言われる町民の皆さんもなかなかわかりづらいこともあるんですね。その方がどういう方、どういうことをやってきたかというのもありますし、なかなか設定がしづらいということもございます。どうでしょうか。一応検討はしますけれども、その辺は今ちょっと必ず町民の人を巻き込んで御礼を示す場所、空間を提供するというような声にはちょっとこたえられませんのでご了解願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13 番（山本久人君） 49ページの上段公共土木施設災害復旧費の中の15節工事請負費24億円というところで、288カ所分常磐道西側のみという説明は既に受けているんですけども、これ業者は何業者ぐらい考えていて町内業者の割合とか金額ベースでも件数ベースでも何か、1回、1項目24億円どばんと出ているので内訳、もう少し具体的に教えていただけたらと思います。

あと、そのページの一番下の同じく工事請負費1,600万円、中央公民館の空調だという説明はわかるんですけども、以前に何か大ホールとかは直していると思うので、これ第1研修室以外にも何カ所かあるかと思うので、こちらも内訳お願いしたいと思います。

あと、最後の51ページの災害廃棄物処理費の中の13節委託料1億1,000万円災害瓦れき等撤去業務委託料が1億1,000万円なんですけれども、瓦れきを最終的に山元町の方の海岸部で県の焼却炉を三つぐらいつくってやるという話はどのように進んでいるのか、もしおわかりでしたらお願いしたいと思います。

以上3点お願いします。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 今回の災害の状況なんですけれども、町道関係につきましては全部で254線で413カ所、延長では104キロの被害を受けております。額につきましてはこれ県の方で算出した額なんですけど、概算で51億7,000万円ということになってございます。今回は、常磐線、失礼しました。常磐自動車道から西側の分の災害の復旧費ということで24億円を計上させていただいたわけなんですけれども、特に荒浜地区とそれから吉田東部地区につきましては今後の復興計画によって災害復旧した方がいいのか、それとも復興計画に乗った事業で進めたらいいのか現時点では判断できない部分があるということで、常磐自動車道から西側分の復旧工事を計上させていただいております。

それで、災害の査定なんですけれども、きのうから亙理町分について始まっております。これも県の方に委託してやっていたらいいわけなんですけど、この災害査定が終わり次第実施設計に入って発注という形になるかと思っております。災害については1カ所1カ所ですねの査定を受けるわけなんですけど、実際の発注に当たっては近接する箇所何カ所かまとめて発注するような形になるかと思っております。そうすると、1カ所当たり数百万円の被害箇所のところが10カ所とか15カ所集まれば数千万円の額になるということでまとまった額での発注を考えておりますけれども、現時点では業者の数とかそういうものは決まっていないということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、今回の被害につきましては舗装工事がほとんどでございます。宮城県の方、舗装業社の関係の発注をするときにはその業者、自社で、自分の会社で施工できる業者の方を指名して発注しているんですね。一般競争入札にしてもそういう自社で工事のできるところということで、発注しているわけなんですけど、本町におきましては、そういう自社で工事できるという業者は3社しかございません。そういうことから今後県の方といろいろ相談しながらそういう舗装関係の資格を持って

いる業者さんですね、自社では施工できないんですけれども、そういう施工体制の整っている業者についてはある程度その辺は緩和して町内の業者の方に発注してもいいんじゃないかなと私は考え持っていますので、その辺できるだけもう少し町内の業者に発注できるようにやっていきたいと考えてございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐々木利久君） 中央公民館関係の空調設備でございますが、平成21年度より順次改修するという事で大ホールから順次改修しておりましたが、今回の震災によりまして第1研修室につきましては漏電の可能性がありということで、空調が動かせない。教育委員会の事務室関係でございますが、温度調整のところの部品が壊れたらしく温度調整がいかないということで、かからないということで、その2カ所を今回災害関係で補修させていただくということで、させていただきましたが、既存の電気関係もあることから今の2カ所追加工事でやった場合幹線の電源も必要というところで、電源の追加工事もするということから、工事的には三つの形で進めるという形になるかと思えます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 第2次処理の件につきましては、4月20日に県と2市2町で一応協定は結んでおりましたが、その後国の方にお問い合わせとか、また県の方に戻ってくるとかいろいろありましたけれども、宮城県の方が進んでいくということでこの前火曜日ですか、28日に宮城県の生活環境部長さん以下3名の方、4名の方がおいでいただきまして亙理町は山元町の方に運ぶのは大変であるから亙理町の方に1基焼却炉をお願いできないかという希望は出しておきました。そういうことで県の方は検討するという事で、7月中ごろのころまでに一応予定表、予定をつくってお示ししますというご回答をいただいておりますので、きのう市町村長会議で町長さんからも県の方によろしくお願ひします、早目に進めてくださいとお願ひしていただきましたので、この方向で進むかと思えます。以上です。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） そのごみ焼却炉の関係です。そうすると町内に1カ所つくってそこで瓦れきの処理をします。これ、私聞いたのではクリーンセンターっていうんですかね、坂元もともとあった焼却炉、あそこを1年ぐらいかけて直してあそこを使う

んだという話は、坂元の方はやらない。坂元の方はまた別に二つの焼却炉を置いて
亘理に1ということの確認と、亘理はどの辺になる予定と考えているのか。

議長（岩佐信一君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 亘理の焼却場ですね。山元町にあります焼却場は家庭ごみの
方の焼却場でございまして、それは2市2町の組合で建てているものですから、そ
れがまた災害復旧によりまた検討してそして修繕していくものです。今回の場合は
瓦れき処理のものでその焼却炉は仮設のものでございまして、その瓦れきだけの処
理の焼却炉になりますので、県の方ではどのように、亘理町の方では1基とお願い
しておりますが、山元町に2基を持っていくのかまた名取市岩沼市の方にまた持つ
ていくのかそこはまだ示されておられませんので回答待ちでございまして。以上です。

（「場所は」の声あり）場所は吉田浜の方に1基お願いしています。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号 平成23年度理亘理町一般関係予算（第2号）の件を採決い
たします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号 平成23年度亘理町一般
会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。休憩。

午後0時36分 休憩

午後1時26分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第36号 平成23年度亘理町国民健康保険特別会計補正

予算(第1号)

議長(岩佐信一君) 日程第9、議案第36号 平成23年度互理町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤 浄君) それでは、議案第36号 平成23年度互理町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

平成23年度互理町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億4,215万8,000円とするものでございます。

今回の補正でございますけれども、東北大震災等によりまして葬祭費に不足が生じたため補正するものでございます。

それでは、最初に歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思っております。それでは歳出でございます。

2款5項2目葬祭費450万円の増額補正でございますが、右側の説明欄にございますけれども、1軒当たり5万円でございますけれども、90軒分の450万円を増額補正するものでございます。

それでは、歳入についてご説明申し上げますが、8ページ9ページをお開きいただきたいと思っております。

9款2項1目財政調整基金繰入金450万円の増額補正でございますが、歳出におきまして増額補正した分の財源といたしまして財政調整基金から同額の450万円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長(岩佐信一君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番(鞠子幸則君) 10ページですね。2款2項2目ですね。255人の方が亡くなられたんですけれども、そのうち国民健康保険加入者何人ですか。

議長(岩佐信一君) 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今後の支出分も含めまして100名ととらえております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号 平成23年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号 平成23年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第37号 平成23年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第10、議案第37号 平成23年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、議案第37号 平成23年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

平成23年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万円を追加し歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,245万4,000円とするものでございます。

この補正につきましては、町長提案理由のとおり匿名の方から5万円の寄附をいただいたものでございます。その寄附金を奨学教育基金に積み立てするものでござ

います。その5万円を加えた奨学教育基金額につきましては、2億737万5,000円となっております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第37号 平成23年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 平成23年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第38号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第11、議案第38号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第38号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,554万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,047万4,000円とするものがございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開きくださ

い。

歳出、1款1項2目維持管理費13節委託料3,371万5,000円の減額につきましては、荒浜の雨水ポンプ場の被災に伴い当初予算に計上しておりました雨水ポンプ場の各種点検委託料を減額するものと、維持管理費に予算化しておりました互理第1、第2、第3処理分区の設計委託料を災害復旧費に組み替えを行うものでございます。

15節工事請負費の49万3,000円についても災害復旧費に組み替えを行うものでございます。

5款1項1目下水道施設災害復旧費13節委託料の2,430万7,000円の増額につきましては、維持管理費からの組み替えでございます。

15節工事請負費6,544万6,000円の増額につきましては互理第1処理分区互理と吉田西部地区になります。それから、互理第2処理分区、逢隈地区の災害復旧の工事費でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

3款1項1目災害復旧費補助金5,100万円につきましては公共下水道事業施設災害復旧費補助金でございます。これにつきましては、災害査定が8月1日からになりますので、まだ額は決定しておりませんが、補助率で一応80%で予算を計上しております。

4款1項1目一般会計繰入金454万5,000円につきましては不足分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 11ページですね。5款1項1目15節工事請負費ですけれども、6,544万6,000円、内訳ですね、互理第1、互理第2、それぞれ金額を教えてください。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 互理第1処理分区につきましては5,700万円でございます。

それから、互理第2処理分区につきましては795万3,000円でございます。以上でござ

ざいます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 合わないんじゃないですか、合計合わないですよ。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 申しわけございません。

この中に、先ほど維持管理費から移しました水神のマンホールポンプの配電設備工事が入っておりますので、その分で合わなかったものでございます。

維持管理費の、すみません。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑ありませんか。18番島田金一議員。

18 番（島田金一君） 同じく11ページですが、一般質問でも出たんですが、荒浜雨水ポンプ場、この位置と場所確定はいつごろになるのか。また、海岸にトンパックつくっていますが、機械の方、なんか生きているという話も聞くんですが、どのように改善するつもりなのかお伺いします。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 荒浜のポンプ場につきましては600ミリのポンプが2基、それから1,000ミリのエンジンのポンプがあるわけですがけれども、ポンプにつきましては3台とも、特にモーターの分は全壊というふうな状況と、それから電気設備あるわけですがけれども、それも塩水をかぶったというふうなことで全壊になります。今現在水をとめて中のポンプ場の砂を取りながら今設計とかを組むための委託を頼んで今実施しているところで、まだ設計等にはまだ決定しておりません。特に、この災害が大きかった海岸につきましては、災害査定が12月ころというふうな設定になっておりますので、その前に設計書をももちろん出すんですけれども、ただそれまで待っていただけませんので、協議をしてきのう町長の方も話しましたように電気系統ですと四、五カ月かかるというふうな連絡が入っておりますので、協議をして早目に発注をして実施していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18 番（島田金一君） 位置としてはあの場所を使うということで確認よろしいですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 位置としては今から復興計画等も変わりありませんけれど

も、かわりありますけれども、現在のところはそこも復旧していないと横山囲いの方の水を排除できませんので、今の段階ではそこで3台全部1回にできなくてもできた順から稼働させていきたいと思っております。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号 平成23年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号 平成23年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第39号 平成23年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第12、議案第39号 平成23年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） それでは、議案第39号 平成23年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成23年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億9,686万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,602万1,000円とする。

今回の補正につきましては、東日本大震災によりまして休業となりましたことに

よりましての減額補正が主なものでございます。歳出よりご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目あたり温泉鳥の海管理運営費でございますけれども、まず、職員の人件費でございますが、7月以降の分につきまして減額してございまして、総務費の方に組み替えというふうなことで2,655万5,000円ほどの減額ということでございます。また、運営費でございますけれども、運営委員の報酬並びに賃金等を減額ということになりまして、すべて当初計上しておりました金額につきましては減額というふうなことでございます。

それで、12ページ、13ページにまいりますけれども、22補償補てん及び賠償金でございますけれども、1,303万6,000円でございますが、これにつきましては、長期継続契約リースの解約というふうなことでの違約金でございます。この関係につきましましてはリースは5年契約で長期契約してございますけれども、まだ3年のみの契約というふうなことで残存の2カ年分につきましては違約金というふうな発生、契約上発生してまいりますので、その分2カ年分の1,303万6,000円というふうなことになります。なお、この関係につきましては本館で7社ございます。7社。それで、主なものを申し上げますと、ロッカー、車関係でございますか。ワゴン車、経営の、あと営業車ですか。あとホテルシステム等分煙機、あとAVシステムですか、会議室にございますね、AV関係と、あと券売機、あと客室の冷蔵庫、あと液晶のテレビ、客室側でございますけれども、液晶テレビ、あと寝具類、これらの関係のリースの関係で違約金というふうなことで発生してきておりますので、その分の1,300万円でございます。また、23節の償還金の金利及び割引料の入浴回数券払戻返還金の80万円でございますけれども、これにつきましては入浴回数券というふうなことで11枚つづりで8,000円で販売してございましたが、その未使用分につきまして返還をするというふうなことで5月から10月まで受け付けということで広報等いたしまして、返還に応じるということで80万円予算計上してございます。

なおあと、27節の公課費でございますけれども、入湯税及び消費税の減額でございます。また、3節でございますが、わたり温泉鳥の海管理費の関係でございますけれども、この関係につきましても主なものは委託費、委託料でございますけれども、3,100万円ほどでございますが、すべて減額というふうなことでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きいただき

たいと思います。

1 款 1 項の利用収入でございますけれども、3 億6,771万4,000円。これは利用収入、宿泊料以下使用料、収入まですべて減額ということでございます。

また、財産収入、2 款 1 項 1 目の財産貸付収入でございますけれども、これも823万2,000円すべて減額でございます。

それから、繰入金でございますけれども、基金繰入金でございますが、償還金9,000万円ほどございますので、その分の返済に充てるために基金の繰り入れを増額する、8,907万8,000円ほど繰り入れするというふうなことでございます。

あと、5 の諸経費でございますけれども、5 款 2 項 1 目雑入の関係でございますが、この関係につきましても999万5,000円すべて減額ということでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の方お願いいたしたいと思います。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3 番鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） まず、わたり温泉鳥の海そのものは地震保険には入っていたんですか。入っていなかったんですか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 建物は保険に入ってございました。全町村会の公有財産等の関係での保険に入ってございましたが、地震には、その保険には地震というふうなことでは該当項目といいますか、地震というふうな項目はありませんでしたので、該当になってございません。今般の地震では。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 起債の許可の際に地震があったとき津波があったときに返済をどうするかと詰めて、そういう項目は起債の許可のところにはあったんですか。なかったんですか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） そのような起債の借りる際にそのような条件はなかったです。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 今後、七十七と交渉されると思うんですけれども、少なくとも利用収入から返済するという、少なくとも大きな枠組みでいえばそういう枠組みだと思

うんですけれども、利用収入がない中で返済できる、基金取り崩せばいいですけれども、それは別にしても返済できないですね。少なくとも、借入金の減額もしてもらいのも必要ですけれども、少なくともわたり温泉は再開するまで返済は猶予してもらい、そういう仕組みを七十七とぜひやっていただきたい。そのときに大事なものはそれをやると七十七が経営が大変になる。当然なりますよね。そのときに当然公的資金を投入して余りこういう件数が多いと逆に、公共施設、しかも観光施設で地震と津波になって借金が返せないという例は余り例はないと思うんですけれども例はなくも七十七に政府が、日銀が公的資金を注入してそういう仕組みをつくらないとだめだと思うんです。そこら辺の交渉はどうなっているのか、それでもし交渉が難航した場合三島先生のアドバイス、三島先生というのは顧問弁護士ね、三島先生のアドバイスを受けるとか、そういう仕組みをつくっていかないだめなんだと思います。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） ただいまの鞠子議員の方から七十七とのまず交渉の関係でございますけれども、七十七の方には償還期間の延長、延長というか繰り延べがことしの2月からですか元本分返済してございますけれども、4,000万円弱でございますが、その分につきまして1回目返済してございますが、8月以降ずっと続いてくるというふうなことでございますので、その繰り延べ。あと利子のたな上げにつきまして交渉させていただいてございます。

ただ、この関係につきましては七十七の方でも本店の公務課というふうなことで聞いてございますけれども、そちらの方といろいろ協議をして話を詰めたということでございますが、そのような事例が今のところはございませんということでございましたが、今後県の市町村課並びに国の方針等も今後いろいろ打ち出されてくるように思われますので、それらを踏まえた上でさらに七十七と、銀行とその辺につきましては詰めてまいりたいということでございます。今のところ、もらっておる回答は、そういう地方公共団体から償還の延期というんですか、その関係と利子のたな上げについては、そういうことはないというふうなことでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第39号 平成23年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号 平成23年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第40号 平成23年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岩佐信一君） 日程第13、議案第40号 平成23年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第40号 平成23年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

平成23年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,414万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,335万9,000円とする。

内容でございますので、歳出の方の10ページ11ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目工業用地等造成事業費1,414万5,000円の減額でございますが、これにつきましては企業誘致対策室の職員2名分の人件費を、今回職員が2名震災復興推進課の方に異動がありましたので減額するものでございます。

次に、前のページに戻りまして、8ページ9ページの歳入でございますが、1款

1項1目一般会計繰入金ということで、1,414万5,000円の減額でございますが、職員の人件費等については一般会計から繰り入れをしていただくということでのルールでこの特別会計をやっておりますので、この分を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 平成23年度の当初予算では、歳入として内陸工業用地等造成事業元利債ということで、9億1,690万円ですね。これが計上されておるんですけども、これを借りて建設する予定なんですけれども、これは平成23年度は執行する予定なんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 昨年度からこの起債の借りかえにつきましては総務省の方で1年前から協議を進めてきておりまして、企業誘致が本年中に償還までに8月9月償還ございますので、これまでに完了しない場合には借りかえをさせていただきたいということで、今後についてはこの内陸工業用地等の造成事業の元利金債という形で今議員さんがおっしゃるように9億1,690万円を借りかえするというところでございますので、企業誘致が決定しなければそのように予算措置の内容で進ませていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 3.11以降、町に用地を、工業用地を借りたいとかそういう打診はあったんですか。何件あったんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 現在、企業誘致の問い合わせについては10件近く来ております。そういうことで、本日もこの本会議が終わりましたら、県の産業立地課の方に緊急に22.6ヘクタールを何とかという企業がございますので、県の方とちょっと相談をさせていただいて、やはり今後の見据えた形でやらないと足元見て、簡単に返事するわけにはいきませんので、また議会の方にも議会の議員の皆さんにもご相談できないものですから、そういう状況でかなりやはり、きょうの河北新聞ではありませんけれども、工業用地の用地があるところにかんがりの今問い合わせですね、あと進出したいという希望が県の方でも数多く来ているという状況でございます。以上で

ございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 社会というのは経済が土台になっていて、それでその政治とか文化とか個人の意識の上部構造になっている。それがマルクスの言っている社会構成なんですけども、そういうのが経済としては大事なんですね。しかも地域経済をどういうふうに立て直すかというのはまちづくりにとっても本当に大事だと思うんです。そこで地域経済でも雇用をどう拡充するかというのが最も重要な政策なんですね。私は、1回失敗したけれども、太陽光発電の誘致をしたこと自体は自然エネルギーに転換するという観点からはそれは妥当だと思うんです。ただ、問題はエムセテックの問題があったからですけども、これからは要するに将来見込んだ太陽光発電とか自然エネルギー関係の企業を誘致して雇用をふやすということは非常に大事だと思うので、その取り組みは震災の対応と同時に取り組まないと、仕事がないという状態では困るので、その点については今まで以上に積極的に取り組むのかどうかですね。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 議員さんがおっしゃるとおり、本町も被災後やはり1,000人近くの人口が転出が出ているということでございまして、やはり若い人たちが安心して互理町の中で雇用が確保できるというのも復旧復興も非常に大事でございますけれども、企業誘致も大事だということで、積極的に企業誘致を図っていきたいということを考えております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。17番高野進議員。

17 番（高野 進君） 工業誘致ですか、工場誘致ですが、一昨日私一般質問いたしました。32.6ヘクタール、10ヘクタールは仮設住宅。残りの22.6ヘクタールは売却したらいかがですかという趣旨も申し上げました。今、企画財政課長からですが、そういう22.6ヘクタールでも来るならばそれに乗るべきだというふうに私は思います。いろいろ駆け引きあるかと思うんです。全部の32.6ヘクタールというと、また2年、3年後になるわけです。仮設住宅がある限り。そうすると目の前の魚が逃げていくという形も考えられます。その10ヘクタールの仮設住宅はいずれ工場が来ればその社宅用地にもなるかという読みも私にあります。そういうことからして、ぜひ22.6ヘクタール、金額いろいろあるかと思いますが、それをやっていく方向

で進めていただきたい。

また、反面、これは町の借入金が増成を含めて13億円ほどございます。それらの軽減にも幾らかでもなろうかと。それで、それらの金利含めるとこれからの震災の方にも振り向けなければならないというふうに私は思います。ぜひ慎重にまた大胆に決断をしていただきたいというふうに申し述べて私の発言は終わります。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号 平成23年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号 平成23年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第14 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について

議長（岩佐信一君） 日程第14、報告第4号 繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） こちらの方の議案書の一番最後の14ページをお願いしたいと思います。

報告第4号 繰越明許費繰越計算書について。平成22年度亘理町一般会計予算の繰越明許費は次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

今回の平成22年度の繰越明許費の計算書につきましては、2款総務費1項総務管

理費事業名まちづくり協議会事務室改修事業ということで、きめ細かな交付金事業、金額にして150万円翌年度繰越額150万円ということで、ここに15の10款教育費までの掲載がございます。そういうことで、今回15件の事業につきまして総額で2億6,267万2,000円の金額に対しまして、翌年度の繰越額が2億4,499万3,000円そのうちの財源内訳については既に収入特定財源ということで、2,178万3,000円ということで未収入特定財源ということで、国庫支出金が4,290万8,000円。一般財源で1億8,030万2,000円というふうな内容でございます、こういうふうな内容で今回は特に災害によりまして事故繰り越し、あと年度内に完成しないということでの繰り越しの確定でございます。

以上で報告を終わります。

議長（岩佐信一君） 繰越明許費繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

次に、日程に入る前に代表監査委員齋藤功君から一身上に関する議案にかんがみ退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

日程第15 議案第41号 監査委員の選任について

議長（岩佐信一君） 日程第15、議案第41号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、追加議案の目次の資料によって申し上げます。

それでは、議案第41号監査委員の選任についてをご説明申し上げます。議員の皆様もご承知のとおり識見を有する者のうちから選任される監査委員の任期が平成23年6月30日をもって任期満了となるため次の者を監査委員にしたいと存じております。ご提案申し上げたところでございます。それでは、議案によりましてご説明申し上げます。

住所につきましては、亶理町逢隈高屋字柴64番の2。氏名は齋藤功。生年月日は昭和11年3月6日でございます。経歴書にありますように、昭和32年に東北学院大学短期大学経済学科を卒業いたしましてから現在のJA宮城亶理農業協同組合に長年にわたり勤務され、その間要職を歴任し亶理町の基幹産業であります農業発展の

ため特に経営面からの指導により農業経営の安定化にご尽力された方であります。そして、退職後も次ページでありますけれども、最後にありますとおり経理について豊富な知識と経験を買われ民間会社の調査役として活躍され平成11年4月に議会の同意をいただき町監査委員に選任いたし、平成15年7月そして平成19年7月再選、現在に至っておるところでございます。この間議員の皆さんもご承知のとおり、広範にわたる町の財務に関する事務の執行及び管理等につきまして的確な指導助言をいただいております。そのような実績と行政運営にもすぐれた識見を有し、高潔な人格の方であり熟慮した結果齋藤氏が最適任であるとの観点からご提案申し上げたところでございます。

議員各位のご同意方よろしくお願いを申し上げます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより議案第41号 監査委員の選任についての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって議案第41号 監査委員の選任についての件はこれに同意することに決しました。

議長（岩佐信一君） 議案第41号の採決が終わりましたので、代表監査委員齋藤功君に入場いただきます。

日程第16 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について 及び

日程第17 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について

議長（岩佐信一君） 日程第16、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ

とについて及び日程第17、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

諮問第1号及び諮問第2号について当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、諮問第1号、及び諮問第2号についてご説明を申し上げます。

それでは、諮問第1号についてまずもってご説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員として推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求めるものであります。

記。住所が亙理町荒浜字隅瀧152番地、氏名は吉田征悦、生年月日は昭和16年11月17日でございます。経歴次ページでございますけれども、昭和35年3月仙台育英高等学校卒業され翌年5月から新日本証券株式会社仙台支店に勤務された後、当時の亙理町荒浜農業協同組合に長年にわたり勤務され亙理町の基幹産業であります農業の振興発展のためご尽力された方であります。また、平成7年5月からは亙理土地改良区に勤務され定年退職後豊富な知識と経験を買われ財務担当嘱託職員として活躍され、平成20年10月からは人権擁護委員として就任されてから現在までその職務である自由人権思想に関する啓蒙や人権擁護運動の成長、そして発展のために力を注がれた方で、来られたわけでございます。

これまでの実績から人権擁護委員として引き続き推薦したいと存じておりますので、ご提案申し上げます。

続いて、諮問第2号についてご説明を申し上げます。

記。住所につきましては亙理町吉田字中原55番地494、氏名は武藤育子、生年月日は昭和26年2月22日でございます。経歴につきましては次ページに記載のとおりであります。宮城教育大学教育学部を卒業され同年4月に勤務されてから約37年間にわたり小中学校の教諭、そして教頭及び校長として児童生徒の教育向上や安全、そして保護健康面の管理などに力を発揮された方でございます。またこの間長瀬小学校校長時代には亙理町男女共同参画推進員として本町における男女共同参画社会に向けた意識改革や新しい生活文化の創造と地域づくりの推進のため活躍された方でもあります。そして退職後の本年4月からは緊急学校支援員として今回の震災により被災した児童の心のケア、教育活動の再開のため鋭意努力されている方で

ございます。長年にわたり培われた豊富な経験と知識が今後も必要であり熟慮の結果高潔な人格であり人権擁護委員として最適任であると考え推薦したいと考えておるところでございます。

どうか、この諮問2件について議員各位の同意方よろしくお願いを申し上げましてご説明といたします。

議長（岩佐信一君） これより議案ごとに質疑採決を行います。

まず、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は原案のとおり答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は原案のとおり答申することに決定いたしました。

以上で、一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第18 議発第2号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 及び

日程第19 議発第3号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例

議長（岩佐信一君） 日程第18、議発第2号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例及び日程第19、議発第3号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例の以上2件は関連がありますので一括議題といたします。

議発第2号及び議発第3号について提出者から趣旨説明を求めます。佐藤 實議員登壇。

12番（佐藤 實君） 提出者を代表いたしまして、ただいま提案いたしました議発第2号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例と、議発第3号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例は関連がありますので、一括で提案理由の説明を申し上げます。なお、案文を読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

議発第2号。

提出者亶理町議会議員佐藤實、賛成者亶理町議会議員穴戸秀正、同じく安藤美重子、同じく山本久人、同じく熊田芳子、同じく安田重行、同じく高野進、同じく島田金一。

亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亶理町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

提案理由。東日本大震災地震は亶理町に未曾有の死者、行方不明者を出し、家屋道路鉄道など地域社会基盤を一瞬にして壊滅させ甚大な被害と深刻な影響を与えました。こうした状況を踏まえ亶理町議会は災害からの復興と一日でも早い町民生活の安定に取り組むべきとの考えから、議員が定例会等に出席したときの費用弁償を

廃止し、震災復旧費の一部に充てるものであります。

亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページの資料2号資料をお開き願います。

現行の第4条第4項にありますこの文言を改正案として抹消するものであります。

続いて、議発第3号。提出者、賛成者は議発第2号と同じでありますので、省略いたします。

亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び亘理町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

提案理由。東日本大震災地震は亘理町に未曾有の死者、行方不明者を出し、家屋、道路、鉄道などの地域社会基盤を一瞬にして壊滅させ町民生活はもとより地域社会に甚大な被害と深刻な影響を与えました。こうした状況を踏まえ亘理町議会は災害からの復興に最大の努力を傾注し、一日でも早い町民生活の安定に取り組むべきとの考えから、在職する議員の任期が満了する日までの間、議員報酬を削減し、災害復旧費の一部に充てるために提案するものである。

亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例。

(議員報酬の特例)

第1条平成23年7月1日からこの条例の施行の日に現に在職する議員の任期が満了する日までの間（以下「特例期間」という）における議員報酬の額は、亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成3年亘理町条例第20号。以下「条例」という）第2条の規定にかかわらず、同条に規定する議員報酬月額からその額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

期末手当基礎額の特例第2条特例期間における期末手当基礎額は、条例第5条第3項の規定にかかわらず、前条の規定により減じた額に100分の15を乗じて得た額

を加算した額とする。

附則この条例は、平成23年7月1日から施行する。この条例は、この条例の施行の日に現に在職する議員の任期が満了する日限りその効力を失う。以上。

今回、提案いたしました条例につきましてご説明申し上げましたが何とぞこの提案趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。以上です。

議長（岩佐信一君） これより、議案ごとに質疑採決を行います。

まず、議発第2号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議発第2号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議発第2号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての件は原案のとおり可決されました。

次に、議発第3号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議発第3号 亶理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する

条例の特例に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって議発第3号 亘理町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例についての件は原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第20 議発第4号 保育制度改革に関する意見書

議長（岩佐信一君） 日程第20、議発第4号 保育制度改革に関する意見書の件を議題といたします。

提出者からの趣旨の説明を求めます。熊田芳子議員。

14番（熊田芳子君） それでは、私から議発第4号保育制度改革に関する意見書案について趣旨説明を申し上げます。

この意見書につきましては3月定例会の初日に本会議において請願が採択されましたが、このたびの東日本大震災によりその後議会が開催されなかったために本定例会において意見書を提出するものでございます。

説明は意見書を読み上げまして趣旨説明にかえさせていただきます。皆様お手元にございます。読み上げます。

議発第4号。保育制度改革に関する意見書。

以上、議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

次のページをお開きください。

保育制度改革に関する意見書。

急激に進む少子化の一方で、経済不況などから保育所入所の要求は高まり、多くの地方自治体で待機児童が急増している。また、子育て不安などから子どもをめぐるトラブルも急増し、その環境整備は喫緊の課題となっている。

政府は、こうした情勢のもと2000年6月の少子化社会対策会議で「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定し、2011年に児童福祉法などの関係法の改正を行い、2013年からの実施を目指している。

この中で政府は「子ども・子育て支援にかかわる体制と財源の一元化」や「基礎自治体による自由な給付設計」「多様な保育サービスの提供」などを実現しているが、実際には市町村の責任が限定され、財源の確保も十分でないことから、負担増によって利用したくても利用できない家庭や、保育水準や保育の質の低下、地域格差が生じることが危惧される。

また、政府の「経済成長戦略」や「産業構造ビジョン」の中では、幼稚園や保育所の分野を今後の成長が見込まれる市場と位置づけ、より一層の規制緩和を進めようとしている。これは児童福祉法第24条に基づく保育の公的責任の投げ捨てであり、子どもたちに地域や家庭によって格差を持ち込むものである。子どもたちの保育を受ける権利は等しく保障されなければならない。

子どもたちが健やかに発達するためには、保育における国と地方自治体の公的責任が不可欠であり、「現行の保育制度に基づく保育施策の拡充」が重要である。

よって、国においては保育制度改革の議論を進めるに当たっては、子どもの権利を最優先に地方自治体の実情を踏まえた上で国と地方自治体の責任のもと、充実した保育制度となるよう下記の項目について強く要望する。

記。

- 1、児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。
- 2、保育所の最低基準を堅持すること。
- 3、国は、市町村が責任を持って待機児童解消に向けて取り組みができるよう必要な支援と財政措置を行うこと。
- 4、民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。
- 5、保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式を基本とした保育制度改革は行わないこと。
- 6、子育てにかかわる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境整備をすすめること。
- 7、保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）殿。

宮城県亘理町議会。

以上、皆様の原案のとおり可決されますようお願いを申し上げまして以上で趣旨説明といたします。

議長（岩佐信一君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより議発第4号 保育制度改革に関する意見書についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって議発第4号 保育制度改革に関する意見書についての件は原案のとおり可決されました。

日程第21 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（岩佐信一君） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報調査特別委員会の委員長から会議規則第70条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
これをもって、平成23年6月第33回亘理町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後2時37分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 鈴木 高行

署名議員 平間 竹夫